



日程第二 昭和四十九年度国有財産増減及び  
現在額総計算書

日程第三 昭和四十九年度国有財産無償貸付  
状況総計算書

○議長(保利茂君) 日程第一、昭和四十九年度一般会計歳入歳出決算、昭和四十九年度特別会計歳入歳出決算、昭和四十九年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和四十九年度政府関係機関決算書、日程第二、昭和四十九年度国有財産増減及び現在額総計算書、日程第三、昭和四十九年度国有財産無償貸付状況総計算書、右各件を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。決算委員長芳賀貢君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔芳賀貢君登壇〕

○芳賀貢君 ただいま議題となりました昭和四十九年度決算審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

初めに、各件の概要を申し上げます。  
まず、昭和四十九年度決算ですが、一般会計の決算額は、歳入二兆九千七百九十一億円余、歳出十九兆九百九十七億円余、差引一兆二千七百九十三億円余の剩余额を生じております。特別会計の数は四十二で、その決算総額は、歳入三十三兆五千九百三十億円余、歳出二十八兆四千八百五十四億円余、その歳入超過額は五兆千七十六億円余となっております。

国税収納金整理資金の収納済額は十五兆四千三百八十七億円余、支払命令済額及び歳入への組入額は十五兆四千五十二億円余となつております。政府関係機関の数は十五で、その決算総額は、百一兆六千六百七億円余、支出十一兆二千四百一十九億円余となつております。次に、昭和四十九年度国有財産増減及び現在額

総計算書がありますが、昭和四十九年度中に増加して一兆五千二百三十一億円余、同じく減少した額は二千七百九十七億円余となり、年度末現在額は十五兆八十一億円余となつております。

次に、昭和四十九年度国有財産無償貸付状況総計算書であります、昭和四十九年度の無償貸付の増加額は、一般、特別両会計を合わせて百五十

三億円余、同じく減少額は百十八億円余で、差引純増加額は三十四億円余となり、年度末現在額は一千九百七億円余となつております。

また、会計検査院の昭和四十九年度決算検査報告においては、不当事項として掲記されたもの八

十六件、会計検査院法第三十四条の規定により意見を表示し是正改善の処置を要求したもの十二件、また、同法第三十六条の規定により改善の意見を表示したもの一件となつております。

各件のうち、決算は昭和五十一年十二月二十七日に提出され、昭和五十一年五月二十一日に委員会に付託され、國有財産関係二件は昭和五十一年一月三十日に提出、同日委員会に付託されました。

委員会におきましては、本国会において本年二月十七日に各件について大臣よりその概要説明を聴取した後、質疑に入りました。

委員会においては、各省各厅別に二十二回にわたり審査を進め、政府の予算執行と行政運営に関する重要な問題を中心として終始熱心かつ活発な議論が行われたのであります、その詳細は会議録により御承知を願いたいと思います。

去る五月十九日審査を終了し、決算について

は、委員会審査の内容をまとめて、委員長より議案を提出いたしました。

すなわち、  
議 決 案

昭和四十九年度一般会計歳入歳出決算、同年度特別会計歳入歳出決算、同年度国税収納金整

理資金受払計算書及び同年度政府関係機関決算書につき、左のごとく議決すべきものと議決する。

本院は、毎年度決算の審議に際し、予算の効率的執行並びに不当事項の根絶について、繰り返し政府に注意を喚起してきたにもかかわらず、依然として改善の実があがつていない点があるのはまことに遺憾である。

一、昭和四十九年度決算の審査の結果、予算の効率的使用等、所期の成果が十分達成されていないと思われる事項が受けられる。

左の事項は、その主な事例であるが、政府はこれらについて、特に留意して適切な措置をとり、次の常会のはじめに、本院にその結果を報告すべきである。

その一、例年一般会計の当初予算には、多額の予備費が計上されているが、それが補正段階で減額されて補正予算の有力財源にされている。予備費の計上は、必要限度にとどまるべきである。

その二、特殊法人並びに各種審議会の整理統合は、従来より指摘されてきたところであるが、いまだ所期の成果をあげていない。すみやかに成案を得て実行にうつすべきである。

その三、米国の有償軍事援助による装備品の調達については、前金払い後、数年を経過しても未納のものがある。すみやかに適当な措置を講すべきである。

その四、海外経済協力基金の行つた融資案件に関して問題が指摘されている。

北富士演習場における國の支払賃借料が末端の利用権者を含め適正に配分されるよう留意すべきである。

その九、検察官等の取り調べに当つては、人権擁護の立場から、取り調べの経過を明らかにするために、テープレコーダーの使用などを検討すべきである。

その十、国有財産の処分については、利用権者 地元の意見を十分に尊重すべきである。

その十一、読谷飛行場の国有財産台帳の記載については、一部疑問が提起されているので、十分な実態調査に努め適正に処理すべきである。

その十二、私立大学等に対する経営費補助は年々増額されているにもかかわらず、入学

料に際し多額の寄付金が納入されている事例が

ある。

その五、地震予知については、関係各省庁の連携を密にして研究体制を強化するとともに、防災対策として、地震予知の判定結果の伝達、中央の指揮命令系統機関の設置等すみやかに体制を整備すべきである。

その六、公害健康被害者補償関係の補助

金、交付金については、多額の不用額が生じている。この原因は地域指定や患者の認定作業の遅れ、保健福祉事業実施体制の不備等、行政面の不手際による面が多い。すみやかに是正に努めるべきである。

その七、労働者災害補償保険の適用事業なかには、加入を怠り保険料を支払っていない事業主がいるため、費用負担の不公平を生ぜしめている。

その八、地域開発に関する国及び地方公共団体が莫大な投融資を行つてゐるが、開発の成果があがつていない例がある。

開発主体を明確にするとともに、計画に検討を加え、資金の効率的使用等に留意すべきである。

その九、地元の意見を十分に尊重すべきである。

その十、検察官等の取り調べの経過を明らかにするために、テープレコーダーの使用などを検討すべきである。

その十一、読谷飛行場の国有財産台帳の記載については、一部疑問が提起されているので、十分な実態調査に努め適正に処理すべきである。

その十二、私立大学等に対する経営費補助は年々増額されているにもかかわらず、入学

料に際し多額の寄付金が納入されている事例が

ある。

その十三、読谷飛行場の国有財産台帳の記

載については、一部疑問が提起されているので、十分な実態調査に努め適正に処理すべきである。

その十四、読谷飛行場の国有財産台帳の記

載については、一部疑問が提起されているので、十分な実態調査に努め適正に処理すべきである。

その十五、読谷飛行場の国有財産台帳の記

載については、一部疑問が提起されているので、十分な実態調査に努め適正に処理すべきである。

その十六、読谷飛行場の国有財産台帳の記

載については、一部疑問が提起されているので、十分な実態調査に努め適正に処理すべきである。

これを改善するため、私立大学経営に対す

その十三、大豆、飼料、木材等の備蓄は、十分な効果をあげておらず、決算上不用額も生じている。

備蓄は重要な問題であるだけに、その計画、方法等を検討し、制度を拡充強化すべきである。

その十四、石油開発公団の投融資及び債務保証には危険を伴い、国損を招くおそれがあるので、慎重に対処すべきである。特に、事業又は利権を放棄した企業への投融資が公団の経理上不良資産化しないよう、債権の整理保全に万全を期すべきである。

その十五、日本住宅公団は、広大な未利用地、多数の保守管理住宅及び空き家を保有しているが、この事態を解消するため、至急対策を講ずるとともに、今後かかることとの生じないよう努めるべきである。

その十六、省エネルギーのため、「資源エネルギー」を大切にする運動本部」が設置されているが、その実効はあがっていない。より強力に具体的な施策を講ずるべきである。

二 昭和四十九年度決算検査報告において、会計検査院が指摘した不当事項については、本院の委員長報告のとおり決議いたしました。

三 決算のうち、前記以外の事項については異議がない。

四 近年、会計検査院に対する国民の期待はますます高まっているが、政府関係機関等による融資や債務保証の実態検査については、現行制度では会計検査院の検査が十分に実施されず、国民の期待にそいえない点もある。

よつて、会計検査の強化充実を図るために

所要の措置を講ずるよう万全を期すべきである。

政府は、今後予算の作成並びに執行に当つては、本院の決算審議の経過と結果を十分に考慮して、財政運営の健全化を図り、もつて国民の信託にこたえるべきである。

以上が議決案の内容でございます。

次いで、討論に入りましたところ、自由民主党を代表して森下元晴君は本議決案に賛成、日本社会党を代表して馬場猪太郎君は、第一の警告事項、第二の会計検査院の指摘事項及び第四の会計検査の強化充実については同意できるが、第三の「決算のうち、前記以外の事項については異議がない」という点は容認できない、したがつて、本議決案に反対、公明党・国民会議を代表して林孝矩君は、第一の警告事項、第二の会計検査院の指摘事項及び第四の会計検査の強化充実については同様であるが、第三の「決算のうち、前記以外の事項については異議がない」という点は容認できない。しかし、したがつて、本議決案に反対、日本共産党・革新共同を代表して安藤巖君は、第三の「決算のうちは、前記以外の事項については異議がない」といふ旨の発言があり、採決の結果、本件は多数をもつて議決案のとおり議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(保利茂君) 起立多数。よつて、本件は委員長報告のとおり決しました。

次に、日程第三につき採決いたします。

本件の委員長の報告は是認すべきものと決したものであります。本件を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(保利茂君) 起立多数。よつて、本件は委員長報告のとおり決しました。

次に、日程第三につき採決いたしました。

本件の委員長の報告は是認すべきものと決したものであります。本件を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(保利茂君) 起立多数。よつて、本件は委員長報告のとおり決しました。

次に、内閣総理大臣福田赳夫君登壇

○内閣総理大臣(福田赳夫君) ただいまの御決議

につきましては、政府といたしまして十分これを尊重し、可能な限り今後の予算の編成及び執行に反映させ、その改善、充実を図ってまいりたいと存じます。(拍手)

に結果を御報告申し上げます。

本案は、最近の経済状況にかんがみ、株式会社の長期安定資金の調達を容易にするため、社債の発行限度を引き上げる措置を講じようとするもので、その主な内容は、次のとおりであります。

第一は、社債は、担保付社債、転換社債及び外國で募集する社債に限り、当分の間、商法第二百九十七条の制限を超えて募集することができるものとするが、その総額は同条の定める限度の二倍を超えることはできないものとすること。

第二は、商法第二百九十七条の制限を超えて募集する社債については、担保付社債であっても、その社債券の募集または売り出しに関して大蔵大臣に届け出をしなければならないものとすること。

第三は、この法律は、他の法律によって商法第二百九十七条の制限を超えて募集することができる社債については適用しないものとすること等であります。

本案は、参議院先議に係るもので、去る四月十六日同院において原案のとおり可決し、本院に送付されたものであります。

本委員会におきましては、四月十九日提案理由の説明を聴取し、自來、参考人の意見を開き、また、大蔵委員会との連合審査会を開催するなど、慎重審査を行いました。

かくて、五月二十日質疑を終了し、直ちに採決の結果、本案は賛成多数をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し、附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(保利茂君) 採決いたしました。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を

求めます。

○議長(保利茂君) 起立多数。よつて、本案は委

員長報告のとおり可決いたしました。

日程第五 厚生省設置法の一部を改正する法  
律案(内閣提出)

日程第六 農林省設置法の一部を改正する法  
律案(内閣提出)

○議長(保利茂君) 日程第五、厚生省設置法の一部を改正する法律案、日程第六、農林省設置法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

厚生省設置法の一部を改正する法律案及び同報告書

[本号末尾に掲載]

〔正示啓次郎君登壇〕

○正示啓次郎君 ただいま議題となりました二法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

厚生省設置法の一部を改正する法律案は、厚生省の付属機関として、国立衛生器具病センターを大阪府に新設しようとするものであります。

本案は、二月十四日本委員会に付託され、二月十八日政府より提案理由の説明を聴取し、慎重に審査を行い、五月二十日質疑を終了いたしましたところ、木野委員より、施行期日を「公布の日」に改める旨の修正案が提出され、趣旨説明の後、討論もなく、採決の結果、全会一致をもって修正案のとおり修正議決すべきものと決しました。

次に、農林省設置法の一部を改正する法律案は、筑波研究学園都市へ移転する果樹試験場等五つの試験研究機関の位置を茨城県に変更しようとするものであります。

本案は、二月十九日本委員会に付託され、二月二十四日政府より提案理由の説明を聴取し、慎重に審査を行い、五月二十日質疑を終了し、討論もなく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し、政府は、試験研究体制及び生活環境の整備、勤務条件の改善等について努力すべきである旨の附帯決議が全会一致をもって付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(保利茂君) 両案を一括して採決いたしました。

日程第五の委員長の報告は修正、第六の委員長の報告は可決であります。両案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕  
○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よつて、両案とも委員長報告のとおり決しました。

日程第十二 がん原性物質及びがん原性因子による職業性障害の防止及び管理に関する条約(第百三十九号)の締結について承認を求める件及び同報告書

〔竹内黎一君登壇〕

日程第七 アメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求める件

〔竹内黎一君登壇〕

日程第八 経済協力に関する日本国とモンゴル人民共和国との間の協定の締結について承認を求める件

〔竹内黎一君登壇〕

日程第九 千九百七一年七月二十四日にパリで改正された万国著作権条約及び関係諸定書の締結について承認を求める件及び同報告書

〔竹内黎一君登壇〕

日程第十 子に対する扶養義務の準拠法に関する条約の締結について承認を求める件

〔竹内黎一君登壇〕

日程第十一 税關における物品の評価に関する条約の改正の受諾について承認を求める件

〔竹内黎一君登壇〕

日程第十二 がん原性物質及びがん原性因子による職業性障害の防止及び管理に関する条約(第百三十九号)の締結について承認を求める件及び同報告書

〔竹内黎一君登壇〕

日程第十三 アメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求める件

〔竹内黎一君登壇〕

日程第十四 経済協力に関する日本国とモンゴル人民共和国との間の協定の締結について承認を求める件及び同報告書

〔竹内黎一君登壇〕

日程第十五 万国著作権条約及び関係諸定書の締結について承認を求める件及び同報告書

〔竹内黎一君登壇〕

日程第十六 子に対する扶養義務の準拠法に関する条約の締結について承認を求める件

〔竹内黎一君登壇〕

日程第十七 税關における物品の評価に関する条約の改正の受諾について承認を求める件及び同報告書

〔竹内黎一君登壇〕

害の防止及び管理に関する条約(第百三十九号)の締結について承認を求める件及び同報告書

〔竹内黎一君登壇〕

日程第十二 がん原性物質及びがん原性因子による職業性障害の防止及び管理に関する条約(第百三十九号)の締結について承認を求める件及び同報告書

〔竹内黎一君登壇〕

日程第十三 アメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求める件

〔竹内黎一君登壇〕

日程第十四 経済協力に関する日本国とモンゴル人民共和国との間の協定の締結について承認を求める件及び同報告書

〔竹内黎一君登壇〕

日程第十五 万国著作権条約及び関係諸定書の締結について承認を求める件及び同報告書

〔竹内黎一君登壇〕

日程第十六 子に対する扶養義務の準拠法に関する条約の締結について承認を求める件

〔竹内黎一君登壇〕

日程第十七 税關における物品の評価に関する条約の改正の受諾について承認を求める件及び同報告書

〔竹内黎一君登壇〕

日程第十八 がん原性物質及びがん原性因子による職業性障害の防止及び管理に関する条約(第百三十九号)の締結について承認を求める件及び同報告書

〔竹内黎一君登壇〕

日程第十九 アメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求める件

〔竹内黎一君登壇〕

日程第二十 経済協力に関する日本国とモンゴル人民共和国との間の協定の締結について承認を求める件及び同報告書

〔竹内黎一君登壇〕

日程第二十一 万国著作権条約及び関係諸定書の締結について承認を求める件及び同報告書

〔竹内黎一君登壇〕

日程第二十二 子に対する扶養義務の準拠法に関する条約の締結について承認を求める件

〔竹内黎一君登壇〕

本件は、二月十九日本委員会に付託され、二月二十四日政府より提案理由の説明を聴取し、慎重に審査を行い、五月二十日質疑を終了し、討論もなく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し、政府は、試験研究体制及び生活環境の整備、勤務条件の改善等について努力すべきである旨の附帯決議が全会一致をもって付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(保利茂君) 両案を一括して採決いたしました。

日程第五の委員長の報告は修正、第六の委員長の報告は可決であります。両案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕  
○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よつて、両案とも委員長報告のとおり決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

体的手続、モンゴル側のるべき措置等について定めております。

以上二件は、四月十九日外務委員会に付託され、五月十三日鳩山外務大臣から提案理由の説明を聴取し、質疑を行いましたが、その詳細は会議録により御承知願います。

かくして、去る二十日質疑を終了し、採決を行いました結果、両件はいずれも全会一致をもって承認すべきものと議決いたしました。

次に、万国著作権条約は、一九五二年に作成されたものでありまして、この改正条約は、開発途上国の文化的、社会的及び経済的発展の必要性を考慮して、翻訳権及び複製権に関する上國のために特別の便宜を図る措置を講じたものであります。

次に、子に対する扶養義務の準拠法条約は、一九五六年十月に開催されたハーグ国際私法会議において作成されたものでありまして、その主な内容は、子に対する私法上の扶養義務に関する原則を規定する私法上の扶養義務に関する法律を適用することとして、各国に共通の国際私法の規則を定めるものであります。

次に、税関における物品評価条約は、一九五〇年に作成されたものでありまして、この改正は、従価関税を課す場合の課税標準として C.I.F. 価格による評価方式を採用している現行条約に、FOB 価格による評価方式を加えるものであります。

次に、職業がん条約は、一九七四年国際労働機関の第五十九回総会で採択されたものであります。その内容は、職業上労働者がさらされることが禁止され、または許可もしくは管理の対象となるがん原性物質及びがん原性因子の決定、がん原性物質及びがん原性因子の有害性の一層低いものの代替、労働者に対する保護措置及び適切な記録制度の確立、労働者に対する情報の提供、健康診断の実施等について規定しております。

以上四件は、参議院から送付されたものであります。四月十六日外務委員会に付託され、五月

二十日鳩山外務大臣から提案理由の説明を聴取し、質疑を行い、引き続き採決を行いました結果、著作権条約、子に対する扶養義務準拠法条約及び職業がん条約は全会一致をもって、税関における物品評価条約は多数をもって、いずれも承認すべきものと議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(保利茂君) これより採決に入ります。

まず、日程第七ないし第十及び第十二の五件を一括して採決いたします。

五件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よつて、五件とも委員長報告のとおり承認するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(保利茂君) 起立多數。よつて、本件は委員長報告のとおり承認するに決しました。

○瓦力君 議事日程追加の緊急動議を提出いたしました。

すなわち、社会労働委員長提出、水道法の一部を改正する法律案は、委員会の審査を省略して、この際これを上程し、その審議を進められることを望みます。

○議長(保利茂君) 瓦力君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

水道法の一部を改正する法律案(社会労働委員長提出)

○議長(保利茂君) 水道法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の趣旨弁明を許します。社会労働委員会理事戸井田三郎君。

水道法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

〔戸井田三郎君登壇〕

○戸井田三郎君 ただいま議題となりました水道法の一部を改正する法律案について、趣旨弁明を申し上げます。

本件を委員長報告のとおり承認するに賛成の諸君は、水道用の水の需給見通し、水道の布設状況、水源等の清潔保持の状況にかんがみ、水道に関する国及び地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、新たに、水道の整備を計画的に推進し、簡易専用水道の管理を規制する等の措置を講じようとするもので、その主な内容は、次のとおりであります。

第一に、水源等の清潔保持及び水の適正かつ合理的な使用に関する国及び地方公共団体並びに国民の責務を明らかにするものとすること、

第二に、地方公共団体は、地域の自然的社会的諸条件に応じて、水道の計画的整備に関する施策を策定し、これを実施するものとすること、

第三に、国は、水源の開発その他の水道の整備に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、これ

を推進するとともに、地方公共団体等に対し、必要な技術的及び財政的援助を行うよう努めなければならないものとすること、

第四に、地方公共団体は、水道の広域的な整備を図る必要があると認め、関係地方公共団体と共に同して、広域的水道整備計画を定めるべきことを認めるとき、都道府県知事は、必要がある

この場合において、都道府県知事は、必要があると認めるときは、当該関係地方公共団体と協議

し、かつ、当該都道府県の議会の同意を得て、広域的水道整備計画を定めるものとすること、

第五に、水道事業は、原則として市町村が経営するものとし、市町村以外の者は、給水しようとする区域をその区域に含む市町村の同意を得た場合に限り、水道事業を経営することができるものとすること、

第六に、水道事業者は、原則として水質検査を行ふため、必要な検査施設を設けなければならないものとすること、

第七に、新たに簡易専用水道の制度を設け、その設置者は、厚生省令で定める基準に従い、その水道を管理しなければならないものとするとともに、定期に地方公共団体の機関または厚生大臣の指定する者の検査を受けなければならないものとすること、

第八に、水道事業者は、水道用水供給事業者は、水源の水質を保全するため必要があると認めるとときは、関係行政機関の長または関係地方公共団体の長に対し、水源の水質の汚濁の防止に関する意見を述べ、または適当な措置を講ずべきことを要請することができるものとすること、

第九に、国は、水道事業または水道用水供給事業を經營する地方公共団体に対し、その事業に要する費用のうち、政令で定めるものについて、予算の範囲内において、政令の定めるところにより、その一部を補助することができるものとすること、

以上がこの法律案の提案の趣旨であります。

本案を可決するに御異議ありませんか。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。(拍手)

○議長(保利茂君) 採決いたしました。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よつ

て、本案は可決いたしました。

**國務大臣の発言（農業基本法に基づく昭和五十年度年次報告及び昭和五十二年度農業施策について）**

○議長（保利茂君） 農林大臣臨時代理から、農業基本法に基づく昭和五十一年度年次報告及び昭和五十二年度農業施策について発言を認められております。これを許します。農林大臣臨時代理國務大臣長谷川四郎君。

〔國務大臣長谷川四郎君登壇〕

○國務大臣（長谷川四郎君） 昭和五十一年度の農業の動向に関する年次報告第一部は、昭和五十年度から五十一年度にかけての農業と農家の動向を取りまとめたものであります。

農業は、五十年度には、米の豊作等によって生産が増大し、農産物価格の上昇もあって農業所得も増加し、農業の生産性も他産業との比較において若干改善されました。しかし、五十一年度の後半から農産物価格の上昇テンポが鈍り、冷害による米の減産も加わって、五十一年度の農業経済は厳しいものとなっています。

一方、経済成長の鈍化に伴って、農業就業人口の減少率の鈍化、農家の兼業従事者数の減少、農地転用の減少等の中で農家は農業就業を強めつたり、耕地利用率が上向く等農業生産活動はやや活性化しており、また、経済成長の鈍化に伴って農業で就業と所得を確保する必要性が從来よりも強まっています。

他方、農産物の国際需給は依然として多くの不安要因を抱えております。したがって、食糧の国内自給力の強化による農業総生産の増大が一層重要な課題となつております。今後は、畜産、園芸等の振興に加えて、飼料作物や麦、大豆等の普通畑

作物の振興を強力に推進する必要があります。

農業構造の面について見ますと、近年、借地や受託によって經營規模を拡大する動きが見られ、また農業生産の組織化も進展し、これらの中で基幹男子農業専従者のいる農家等が經營の発展を図る動きが進んでおります。

以上のような我が國農業の動向の中で、農政の課題は、国民食糧の安定的供給と農業従事者の所得確保を図ることにあります。その際、経済の安定成長への移行に対応する上で特に重要な点は、第一に、農業総生産を増大すること、

第二に、農産物の価格安定対策を強化することと、第三に、農業經營の発展と中核的担い手の育成、確保を図ること、

第四に、地域農業の組織化と農村社会の総合的整備を図ること

であります。

第二部は、このような動向の中で、政府が農業に関して昭和五十一年度において講じた施策を記述したものであります。

次に、昭和五十二年度において講じようとする農業施策といたしましては、以下のようないくつかの問題であります。

まず、第一に指摘したいのは、日本の農民をとりえ込んでいる機械化地獄であります。いま農村は田植えの時期でありますが、そこで働いているのは、百万台と称される田植え機であります。この田植え機に合わせるために、育苗も装置化し、これも機械屋が供給している始末であります。

田植え機に始まり、コンバイン、乾燥機、もみすり機、トラクターなど、一連の農業用機械が農業の整備、農業生産の担い手の確保、農産物の生産振興、農産物の価格の安定、輸入農産物の安定確保と備蓄の実施、農村の計画的整備、流通加工の合理化と消費者対策の充実等を進めることといった

以上をもとに、農業の年次報告及び講じようとする施策の概要の説明を終わります。（拍手）

○國務大臣の発言（農業基本法に基づく昭和五十年度年次報告及び昭和五十二年度農業施策について）

の通告があります。「これを許します。小川国彦君。

〔小川国彦君登壇〕

○小川国彦君 私は、日本社会党を代表いたしまして、昭和五十一年度農業の動向に関する年次報告及び昭和五十二年度農業施策をめぐって質問をいたしたいと存じます。（拍手）

率直に申し上げまして、この白書は、東京に机を据えた役人が書いた模範答案であって、現実に置かれている日本の農業と、そこに働いている日本の農民の実情からかなり遊離したものと言わざるを得ません。

日本の農業が抱えている問題点はより深刻であり、農民の悩みは地方においてこそ深いと申し上げておいて、私は、三点にしほって質問をいたしたいと存じます。

まず、第一に指摘したいのは、日本の農民をとりえ込んでいる機械化地獄であります。

いま農村は田植えの時期でありますが、そこで働いているのは、百万台と称される田植え機であります。この田植え機に合わせるために、育苗も

装置化し、これも機械屋が供給している始末であります。

田植え機に始まり、コンバイン、乾燥機、もみすり機、トラクターなど、一連の農業用機械が農業の整備、農業生産の担い手の確保、農産物の生産振興、農産物の価格の安定、輸入農産物の安定確保と備蓄の実施、農村の計画的整備、流通加工の合理化と消費者対策の充実等を進めることとした

以上をもとに、農業の年次報告及び講じようとする施策の概要の説明を終ります。（拍手）

質問したい第二点は、巨大開発に踏みにじられる農民の問題であります。

例を私の地元の成田空港にとれば、追われる農民たちは、政府によってうそのつかれ通しでありました。昭和四十一年七月、時の佐藤内閣が空港建設に当たって農民に対して、代替地は一持つていいと存じます。

いまの現実を申し上げれば、建設によって土地を奪われた農家が約六百戸ございますが、この農家

の者が出かせざるを得ないという現実が極端に過ぎて、逆に農民を苦しめている結果になつておりますが、これをどう見るか。余力を

生み出し、生活を楽にするはずの機械化が、逆に

問題は、この機械化がやたらに新型と称して改悪され、それを買わざるを得ないようになります。しかも問題

があるのです。

機械化地獄を一体どう見るか。メーカーの利益第一主義によって起こっている弊害をどう是正するか。政府は、こうした機械化貧乏による農業經營の危機と農民の不幸な現状を、資本主義の冷酷な原理に任せてしまいものでしようう。

現在の政府や研究機関あるいは出先機関の方は、メーカーの後を追って新しい機械の使い方を教えているのみで、政府が農業機械の分析調査、対策を適切に行っていないというところに大きな欠陥があろうと思います。

そこで、政府にただしたいことは、現在販売されている農業機械は、日本の農家に対して適正な規格、耐久性、製造原価、販売価格のもとに取り扱われているかどうかを明らかにしていただきたいと存じます。

一方、メーカーの後を追って新しい機械の使い方を教えているのみで、政府が農業機械の分析調査、対策を適切に行っていないといふところに大きな欠陥があろうと思います。

そこで、政府にただしたいことは、現在販売されている農業機械は、日本の農家に対して適正な規格、耐久性、製造原価、販売価格のもとに取り扱われているかどうかを明らかにしていただきたいと存じます。

そこで、政府にただしたいことは、現在販売されている農業機械は、日本の農家に対して適正な規格、耐久性、製造原価、販売価格のもとに取り扱われているかどうかを明らかにしていただきたいと存じます。

んであります。日本の農民にとって、巨大開発とは一体何であるのか。私は、十九世紀の帝國主義諸国がその植民地において行ったことを、自民党政権が日本において行っているということを申し上げたいのです。(拍手)むづ小川原、鹿島工業地帯、いずれもしかりであります。「農業をやりたい」と、農民は心から叫んでいるのであります。その農民に対して、いかなる農業を用意してきたか。総理は、歴代自民党政権の反省を絆めて、巨大開発下の農民についての考えを明らかにしていただきたいのであります。

最後に伺いたいのは、食糧及び飼料の輸入と、日本農業のありようの問題であります。戦後における自民党政権の農業政策は、一貫して輸入最重点主義でありました。しかし、この政策が過ちであることは、オイルショックに続く資源ショックを契機に、あなたの方自民党内部にさえ沸き起こっていることがあります。特に、今日、米麦価決定の時期を迎えて、政府は、日本の米の過剰宣伝を行い、消費者米価の大幅引き上げと、生産者米価を低く抑える作戦しております。しかし、問われるべきは、五百万トンにも及ぶ外国小麦の買付けこそ削減されるべき最大のものであり、国民の主要な食糧をこれほど輸入に頼っている国は、世界のどこにもございません。

一体、なぜこのような状況になったのか。よく考えると、そこに自民党政権による農業軽視、さらに輸入を耳にする大商社との結託などが大きく浮かび上がってくるのであります。

日本としていま必要なのは、十年後、二十年後、いや半世紀後の世界の食糧と日本の食糧、さらには、現在の日本農業が正しい姿とは思つておられないと存じますが、ならば、十年後の日本農業はどうあるべきか、この一点をお聞

きして、私の質問を終わりたいと存じます。

(拍手)

〔内閣總理大臣(福田赳氏君登壇)〕

○内閣總理大臣(福田赳氏君登壇)

農機械化の弊害

○内閣總理大臣(福田赳氏君登壇)

利用規模を示しまして、これに即した農業機械の導入を行うよう指導をしているところでござります。今後も十分この指導に万全を期してまいりたいと考えております。(拍手)

【國務大臣田中龍夫君登壇】

○國務大臣(田中龍夫君) お答えをいたします。農村における機械化の進展はまさに目覚ましいものがござりまする同時に、また、農家の経済の重圧、負担になつておありますとともに御案内の方の側に立ちましてこれを見まする場合に、他の機械産業と比較いたしまして、その経営の状況は必ずしも特別によいということでもございません。

当省といたしまして、今後ともに、農業機械の安全性、それからまた補修部品の供給の円滑化、さらには部品の規格化の推進等の問題につきまして、メーカーを指導してまいる次第でございま

す。なおまた、耐久年限の問題でありまするが、これは、税制上の耐久年限、すなわち五年または八年でありまするが、これを二年程度上回つておる

おまことに、トラクター、田植え機、コンバイン等の主要の機種につきまして、大手の四社が大きなシェアを占めておるが、農業機械メーカーのこと

でございますが、機械メーカー同士の競争もまた激しいものがござりますが、反面また、販売価格の決定に当たりましては、御案内の強力な価格交渉力を持っておりまする全農と各メーカーとの間で実質的にはこの価格決定を行われておるといふようなことを承知いたしておる次第でございま

す。(拍手) ○國務大臣(田村元君登壇)

○國務大臣(田村元君) 成田新空港が周辺地域と

末長く共存共栄の実を上げいくためには、当然地域住民の皆さんとの全面的な御理解と協力が必要であることは論を待ちません。この見地から、過去におきましたが、先ほど総理も申しましたように、代替地の問題等、いろいろな面で誠意をもつて対処してまいつたつもりでござります。これからも十二分に配慮してまいる所存であります。

藤井内閣時代に代替地を一対一・五というふうに分するということを約束したではないかということとでございましたが、そのような約束をしたことではないというふうに承知しております。(拍手)

○國務大臣(保利茂君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(保利茂君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時九分散会

出席國務大臣

内閣總理大臣 福田 起夫君

法務大臣 福田 一君

外務大臣 福田 鳥山威一郎君

大蔵大臣 坊 秀男君

厚生大臣 渡辺美智雄君

農林大臣臨時代 長谷川四郎君

通商産業大臣 田中 龍夫君

運輸大臣 田村 元君

國務大臣 宇野 宗佑君

出席政府委員

通商産業省機械 情報産業局長 熊谷 善二君

○明説を省略した議長の報告

(法律公布奏上及び通知)

一、去る十九日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律

(附決通知)

一、去る十九日、本院は次の総調書を異議ないものと認決した旨内閣に通知した。

昭和五十一年度一般会計国庫債務負担行為総調書(その2)

昭和五十一年度一般会計国庫債務負担行為総調書(その1)

(通知書受領)

一、去る二十日、参議院議長から、国会において承認することを認決した次の件を内閣に送付し

た旨の通知書を受領した。

日本国とオーストラリアとの間の友好協力基本

条約の締結について承認を求めるの件

日本国とカナダとの間の文化協定の締結について承認を求めるの件

一、去る二十日、参議院議長から、次の法律の公

布を奏上した旨の通知書を受領した。

昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律

地方自治法の一部を改正する法律

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律

国民年金法等の一部を改正する法律

獣医師法の一部を改正する法律

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律

国民年金法等の一部を改正する法律

獣医師法の一部を改正する法律

一、去る二十日、内閣から次の報告書を受領し

交通安全対策基本法第十三条の規定に基づく昭和五十一年度交通事故の状況及び交通安全施策の現況の報告書

和五十二年度において実施すべき交通安全施策

一、昨二十三日、保利議長は、福田内閣總理大臣

申し出の、次の者を第八十回国会政府委員に任命することを承認した。

(政府委員承認)

一、昨二十三日、保利議長は、福田内閣總理大臣

水田治雄は、経済企画庁物価局審議官にそれぞれ任命されたので政府委員としての資格を失った旨の通知を受領した。

に關する計画の報告書

國土利用計画法第三条の規定に基づく昭和五十年度國土の利用に関する年次報告

(要求書受領)

一、今二十四日、内閣から、科学技術会議議員に藤井隆君及び村井賀長君を任命したいので、科学技術会議設置法第七条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、今二十四日、内閣から、社会保険審査会委員に竹下精紀君を任命したいので、社会保険審査官及び社会保険審査会法第二十二条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

(理事補欠選任  
一、去る十九日、決

(理事補欠選任) 一、去る十九日、決算委員会において、次のとお

理事　塚本　三郎君（理事事務本三郎君去る十七日委員詰任につきその補欠）  
（常任委員詰任及び補欠選任）  
一、去る十九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

玉沢徳一郎君  
中村喜四郎君  
玉沢徳一郎君  
中村喜四郎君

村上	勇君	津島	雄二君	船村佐近四郎君
早川	崇君	塙木	三郎君	中村喜四郎君
山口	敏夫君			玉沢徳一郎君
				玉沢徳一郎君
去る二十日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	中村喜四郎君	中村喜四郎君	中村喜四郎君	中村喜四郎君
委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	小島 静馬君	三塙 博君	宮田 早苗君	菊池福治郎君
議院運営委員	辞任			辞任
内閣委員				

外務委員	辭任	川崎	秀二君
佐野	嘉吉君	中山	正暉君
福永	一臣君	三池	信君
逢沢	英雄君	宇野	亨君
玉沢徳	一郎君	戸沢	政方君
塙原	俊平君	安田	純治君
大蔵委員	辭任	山原健	二郎君
文教委員	辭任	柴田	睦夫君
社会労働委員	辞任	相沢	英之君
商工委員	辞任	井上	裕君
運輸委員	辞任	伊東	正義君
荒木	安田	石橋	一弥君
	上原	川田	利久君
		波沢	正則君
		小坂善太郎君	信君
		中川	一郎君
		原健三郎君	宏君
		福永	一臣君
		三池	康助君

通信委員	小林 政子君 安藤 嶽君	中川 秀直君 依田 実君	中川 秀直君 依田 実君	補欠
建設委員	大成 正雄君	河村 春日 芳治君	山田 行雄君 芳治君	渡部 行雄君 芳治君
予算委員	辯任	安藤 小林 政子君	安藤 小林 政子君	補欠
決算委員	辯任	安藤 小林 政子君	安藤 小林 政子君	補欠
運輸委員	辯任	河村 春日 一幸君	河村 春日 一幸君	渡部 行雄君 芳治君
災害対策特別委員	物価問題等に関する特別委員	川崎 秀二君 和君	登君 井上 裕君	渡部 行雄君 芳治君
辯任	永原 稔君 加地 和君	箕輪 登君 箕輪 登君	箕輪 登君 裕君	補欠
辯任	永原 稔君 加地 和君	箕輪 登君 箕輪 登君	箕輪 登君 裕君	補欠
辯任	大成 正雄君	依田 実君 宏君	依田 実君 宏君	補欠

昭和五十二年五月二十四日 衆議院会議録第二十九号 朗読を省略した議長の報告 昭和四十九年度一般会計歳入歳出決算外三件に関する報告書

九五四

交通安全対策特別委員会  
荒木 宏君 藤原ひろ子君

辯任

青山 丘君 楠木 仁美君

伊藤 公介君 中野 寛成君

川合 武君 青山 丘君

伊藤 公介君 中野 寛成君

川合 武君 青山 丘君

伊藤 公介君 中野 寛成君

一、去る二十九日、予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。

刑法の一部を改正する法律案（寺本広作君外一  
名提出、參法第一七号）（予）

委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

科学技術振興対策特別委員会  
辯任

玉生 孝久君 大石 千八君

（議案提出）

一、去る二十四日、委員長から提出した議案は次のとおりである。

水道法の一部を改正する法律案（社会労働委員長提出）

（議案受領）

一、去る十九日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

刑法の一部を改正する法律案

一、去る二十三日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

公職選挙法の一部を改正する法律案（中西一郎君外一名提出、參法第一八号）（予）

（議案提出）

一、去る十九日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

母子家庭の母等である勤労婦人の雇用の促進に関する特別措置法案（枝村要作君外五名提出）

地方自治法の一部を改正する法律案（地方行政委員長提出）

一、去る十九日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

日本住宅公團法の一部を改正する法律案（岡本富夫君外二名提出）

一、去る十九日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

地方自治法の一部を改正する法律案

一、去る十九日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

貸金業法案（坂口力君外三名提出）

一、去る十九日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

富士銀行法の一部を改正する法律案（その2）

一、去る十九日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

大蔵委員会 付託

一、去る十九日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

社会労働委員会 付託

一、去る十九日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

昭和五十年度特別会計予備費使用総調書及び各省各局所管経費増額調書（その2）

一、去る十九日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

建設委員会 付託

一、去る十九日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第七五号）

一、去る十九日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

科学技術振興対策特別委員会 付託

一、去る十九日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

昭和五十一年度一般会計歳入歳出決算外三件に関する報告書

等予備費使用総調書及び各省各局所管使用調書（その1）

昭和五十一年度特別会計予備費使用調書（その1）

昭和五十一年度一般会計歳入歳出決算外三件に関する報告書

等予備費使用総調書及び各省各局所管使用調書（その1）

昭和五十一年度特別会計予備費使用調書（その1）

昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案

職傷病者職没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

国民年金法等の一部を改正する法律案

歯医師法の一部を改正する法律案

精神疾患等の一部を改正する法律案

国民年金法等の一部を改正する法律案

精神疾患等の一部を改正する法律案

九五四

歳出においては、予算額一兆九百一億三、一四〇万六、〇〇〇円に前年度緑越額五、六二三億六、一三六万八、一七七円を加えた予算現額一兆七、五九四億九、三七七〇円に対し、支出済額は一兆九百九七億九、三三七万七、三〇〇円で、その差額六、五九七億三九万六、八七七円のうち、翌年度緑越額は四、七八七億二五万二、四八七円、不用額一、八一〇億一四万四、三九〇円となつてゐる。

債務の概要は次のとおりである。

1 債務(保証債務及び損失補償債務)を除く。負担額は、本年度末現在一兆一、四三億九、五〇五万五三円で、前年度末現在九兆三二六億八、一五六万六、一九二円に比し、二兆一、一一七億一、三四八万三千增加している。

そのうち、財政法第十五条第一項の規定に基づくものは、本年度末現在六、二九六億二、一〇七万二二八円で、前年度末現在五、七七一億二七七万二六円に比し、五一五億一、八三〇万二四增加している。

また、財政法第十五条第二項の規定に基づくものは、本年度末現在一九一億六、二二五万九八八円で、前年度末現在四八億七、六八五万五、三六三円に比し、一四二億八、五三九万五、六二五円增加している。

2 保証債務及び損失補償債務の負担額は、本年度末現在二兆八、〇六四億二、二八〇万三、八七八円で、前年度末現在二兆七、九七一億二〇八万三、七七四円に比し、九三億二、〇七二万一〇四円増加している。

3 特別会計の数は四十二で、昭和四十九年度の特別会計の合計は、歳入三三兆五、九三〇億三八五万七四五円、歳出二八兆

歳出においては、予算額一兆九百一億三、一四〇万六、〇〇〇円に前年度緑越額五、六二三億六、一三六万八、一七七円を加えた予算現額一兆七、五九四億九、三七七〇円に対し、支出済額は一兆九百九七億九、三三七万七、三〇〇円で、その差額六、五九七億三九万六、八七七円のうち、翌年度緑越額は四、七八七億二五万二、四八七円、不用額一、八一〇億一四万四、三九〇円となつてゐる。

債務の概要は次のとおりである。

1 債務(保証債務及び損失補償債務)を除く。負担額は、本年度末現在一兆一、四三億九、五〇五万五三円で、前年度末現在九兆三二六億八、一五六万六、一九二円に比し、二兆一、一一七億一、三四八万三千增加している。

そのうち、財政法第十五条第一項の規定に基づくものは、本年度末現在六、二九六億二、一〇七万二二八円で、前年度末現在五、七七一億二七七万二六円に比し、五一五億一、八三〇万二四增加している。

また、財政法第十五条第二項の規定に基づくものは、本年度末現在一九一億六、二二五万九八八円で、前年度末現在四八億七、六八五万五、三六三円に比し、一四二億八、五三九万五、六二五円增加している。

2 保証債務及び損失補償債務の負担額は、本年度末現在二兆八、〇六四億二、二八〇万三、八七八円で、前年度末現在二兆七、九七一億二〇八万三、七七四円に比し、九三億二、〇七二万一〇四円増加している。

3 特別会計の数は四十二で、昭和四十九年度の特別会計の合計は、歳入三三兆五、九三〇億三八五万七四五円、歳出二八兆

四、八五四億六、二七七万三、九一五円である。

債務負担額は、本年度末現在六兆五、一五五億一、一三六万九、七九八円で、前年度末現在五兆八、三三四億一、六九七万二、八一〇円に比し、一兆一、八三〇億九、四三九万六、九八八円増加している。

### (三) 国税収納金整理資金

国税収納金整理資金の受入は、収納済額一五兆四、三八七億四五万九八〇円、同資金からの支払命令済額及び歳入への組入額は、一五兆四、〇五二億二七〇万二、七七七円で、その差額三三五億一五四万八、二〇三円が昭和四十九年度末の資金残額となつてゐる。

これは、主として国税に係る還付金の支払決定済支払命令未済のものである。

### (四) 政府関係機関

昭和四十九年度の政府関係機関の数は十五で、収入合計は、一一兆六、六〇七億四、三八七万五、六八四円、支出合計は、一一兆二、四二九億五、一五二万六、一七八円である。

昭和四十九年度一般会計歳入歳出決算、同年度特別会計歳入歳出決算、同年度国税収納金整理資金受払計算書及び同年度政府関係機関決算書につき、左のごとく議決すべきものと議決する。

### (二) 議決の内容

議決の内容

1 昭和四十九年度一般会計歳入歳出決算、同年度特別会計歳入歳出決算、同年度国税収納金整理資金受払計算書及び同年度政府関係機関決算書につき、左のごとく議決すべきものと議決する。

2 本院は、毎年度決算の審議に際し、予算の効率的執行並びに不当事項の根絶について、繰り返し政府に注意を喚起してきたにもかかわらず、依然として改善の実があがつていい点があるのはまことに遺憾である。

3 昭和四十九年度決算審査の結果、予算の効率的使用等、所期の成果が十分達成されていないと思われる事項が見受けられる。

4 左の事項は、その主な事例であるが、政府

はこれらについて、特に留意して適切な措置をとり、次の常会のはじめに、本院にその結果を報告すべきである。

1 例年一般会計の当初予算には、多額の予備費が計上されているが、それが補正段階現状に比し、一兆一、八三〇億九、四三九万円に比し、一兆一、八三〇億九、四三九万円と増加している。

2 特殊法人並びに各種審議会の整理統合は、従来より指摘されてきたところであるが、いまだ所期の成果をあげていない。すみやかに成案を得て、実行にうつすべきである。

3 米国の有價軍事援助(FMS)による装備品の調達については、前金払い後、数年を経過しても未納のものがある。すみやかに、適当な措置を講すべきである。

4 海外経済協力基金の行つた融資案件に関して問題が指摘されている。

会計検査が十分に行ひ得るよう、必要な措置を講すべきである。

5 地震予知について、関係各省庁の伝達、中央の指揮命令系統機関の設置等、すみやかに体制を整備すべきである。

6 公害健康被害者補償関係の補助金・交付金については、多額の不用額が生じている。この原因は地域指定や患者の認定作業の遅れ、保健福祉事業実施体制の不備等、行政面の不手際による面が多い。すみやかに、是正に努めるべきである。

7 労働者災害補償保険の適用事業のなかには、加入を怠り保険料を支払っていない事業者がいるため、費用負担の不公平を生ぜしめている。

8 地域開発に関する国及び地方公共団体が莫大な投融資を行つてゐるが、開発の成果があがつてない例がある。

9 檢察官等の取り調べに当つては、人権擁護の立場から、取り調べの経過を明らかにするために、テープレコードの使用などを検討すべきである。

10 国有財産の処分については、利用権者、地元の意見を十分に尊重すべきである。

11 読谷飛行場の国有財産台帳の記載については、一部疑問が提起されているので、十分な実態調査に努め適正に処理すべきである。

12 私立大学等に対する経営費補助は年々増額されているにもかかわらず、入学に際し多額の寄付金が納入されている事例が多い。

13 大豆、飼料、木材等の備蓄は、十分な効果をあげておらず、決算上不用額も生じている。

14 石油開発公団の投融資及び債務保証には備蓄は重要な問題である。ただし、その計画、方法等を検討し、制度を拡充強化すべきである。

15 本院は、毎年度決算の審議に際し、予算の効率的執行並びに不当事項の根絶について、繰り返し政府に注意を喚起してきたにもかかわらず、依然として改善の実があがつていい点があるのはまことに遺憾である。

16 昭和四十九年度決算審査の結果、予算の効率的使用等、所期の成果が十分達成されていないと思われる事項が見受けられる。

17 左の事項は、その主な事例であるが、政府

はこれらについて、特に留意して適切な措置をとり、次の常会のはじめに、本院にその結果を報告すべきである。

18 地域開発に関する国及び地方公共団体が莫大な投融資を行つてゐるが、開発の成果があがつてない例がある。

19 開発主体を明確にするとともに、計画にて減額されて補正予算の有力財源にされていいる。予備費の計上は、必要限度にとどめるべきである。

20 檢察官等の取り調べに当つては、人権擁護の立場から、取り調べの経過を明らかにするために、テープレコードの使用などを検討すべきである。

21 国有財産の処分については、利用権者、地元の意見を十分に尊重すべきである。

22 読谷飛行場の国有財産台帳の記載については、一部疑問が提起されているので、十分な実態調査に努め適正に処理すべきである。

23 私立大学等に対する経営費補助は年々増額されているにもかかわらず、入学に際し多額の寄付金が納入されている事例が多い。

24 大豆、飼料、木材等の備蓄は、十分な効果をあげておらず、決算上不用額も生じている。

25 石油開発公団の投融資及び債務保証には備蓄は重要な問題である。ただし、その計画、方法等を検討し、制度を拡充強化すべきである。

26 本院は、毎年度決算の審議に際し、予算の効率的執行並びに不当事項の根絶について、繰り





第十八条の五第二項、第十八条の八第三項及び第六十四条の二第二項の改正規定は、昭和五十三年三月三十一日までの間ににおいて、各規定につき、政令で定める日から施行する。

### 理由

農林省の試験研究機関の一部を計画的に筑波研究学園都市へ移転する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

### 農林省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

議案の要旨及び目的  
昭和五十二年四月十九日  
内閣総理大臣 福田赳氏

### アメリカ合衆国との間の協定について承認を求めるの件

国会に提出する。右

昭和五十二年四月十九日

内閣総理大臣 福田赳氏

### アメリカ合衆国との間の協定について承認を求めるの件

国会に提出する。

右

本案は、農林省の試験研究機関である果樹試験場、農業土木試験場、植物ウイルス研究所、熱帶農業研究センター及び林業試験場が筑波研究学園都市に移転するのに伴い、これらの試験研究機関の位置を神奈川県、千葉県又は東京都からそれぞれ茨城県に変更しようとするものである。

なお、施行期日は、公布の日としている。た

だし、果樹試験場、農業土木試験場及び林業試

験場の位置の変更に関する改正規定は、昭和五

年三月三十一日までの間ににおいて、各規定につき、政令で定める日から施行することとしている。

### 議案の可決理由

本案は、妥当な措置と認め、これを可決すべ

きものと議決した次第である。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

昭和五十一年五月二十日

内閣委員長 正木啓次郎

〔別紙〕

農林省設置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

アメリカ合衆国との間の協定について承認を求める件及び同報告書

が、試験研究の積極的かつ円滑な推進が図られるよう、試験研究体制の整備充実を図るとともに、生活環境の整備、勤務条件の改善等についても一層努力すべきである。

右決議する。

### の間の協定

日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、

合衆国の地先沖合における漁業に関する公海の生物資源の合理的な管理及び保存に協力してき

たこと並びに日本国の国民及び船舶が伝統的にこの資源の開発及び利用に従事してきたことを認め、

また、日本国が合衆国の地先沖合における公海の生物資源の合理的な管理及び保存に協力してき

ての潮流性魚種（以下「合衆国起源の潮流性魚種」とい）い、その回遊域のいずれの部分にあるかを問わない。）及び採捕に適した段階において海底面若しくはその下で静止しており又は絶えず海底に接触していなければ動くことができない。

合衆国に属する大陸棚の定着性の種族をいう。

種族といい、その回遊域のいずれの部分にあるかを問わない。）及び採捕に適した段階において海底面若しくはその下で静止しており又は絶えず海底に接触していなければ動くことができない。

(8) 「海産哺乳動物」とは、らっこ、海牛類、ひれ脚類及びくじら類を含む海洋の環境に形態学上適応している哺乳動物並びに北極ぐまのように主として海洋の環境に生息する哺乳動物をいう。

**第三条**

日本国政府及び合衆国政府は、この協定の実施、次条の規定に従つて合衆国政府が行う決定及び相互に関心を有する漁業の分野における協力の発展(相互に関心を有する漁業に関する科学的資料の収集及び分析のための適当な多数国間機構の設立を含む。)に関し、定期的に両政府間で協議を行う。

**第四条**

1 合衆国政府は、合衆国の地先沖合の生物資源に關し、適当な場合には前条に規定する日本国政府との協議を入れ、魚種に影響する予見されなかつた事情により必要となる調整を行うことを条件として、毎年、次のことを決定する。

(A) 入手可能な最良の科学的証據を基礎として、かつ、資源の最適生産を継続的に達成するため、魚種の相互依存関係、国際的に受け入れられている基準及びその他のすべての関連要素を考慮して決定される各漁業資源についての総漁獲可能量。

(B) 各漁業資源の総漁獲可能量のうち、各年にについて、合衆国の漁船によつて収穫されず日本國の漁船による収穫に供される部分。

(C) 過度の漁獲を防止するため必要な措置。

2 合衆国政府は、1の決定を失すことなく日本国政府に通知する。

**第五条**

前条1(i)の規定に従つて日本国による収穫に供される部分を決定するに当たり、合衆国政府は、最適利用を促進し、かつ、特に、日本国、国民及び船舶による伝統的漁獲、漁業調査及び魚類。

日本国政府及び合衆国政府は、合衆国起源の溯河性魚種が、その回遊域内的一部の水域で他国起源の溯河性魚種と混交している事実にかんがみ、当該水域における溯河性魚種についての必要な保

存措置に関して協議を行う。

**第六条**

日本国政府及び合衆国政府は、合衆国起源の溯河性魚種が、その回遊域内的一部の水域で他国起源の溯河性魚種と混交している事実にかんがみ、当該水域における溯河性魚種についての必要な保

存措置に関して協議を行う。

**第七条**

日本国政府は、次のことを確保するため、すべての必要な措置をとる。

(A) 日本国の国民及び船舶が、この協定に従つて認められる場合を除くほか、合衆国の地先沖合の生物資源の漁獲を差し控えること。

(B) この協定に基づいて漁獲に従事するすべての漁船が、この協定に基づいて定められる条件に従うこと。

(C) いかなる漁業についても、第四条1(i)にいう部分を超えないこと。

**第八条**

1 日本国政府は、合衆国政府に対し、この協定の不可分の一部をなすこの協定の附属書Iの規定に従い、合衆国の地先沖合の生物資源の漁獲定に従い、合衆国の地先沖合の生物資源の漁獲に従事することを希望する日本国各漁船の識別及び操業に関する情報を提供する。

2 合衆国政府は、1の情報を受領したときは、日本国政府がこの協定の規定に従つて合衆国に於ける日本の漁船の乗組員が捕獲され又は日本国政府に対し、その旨が外交上の経路を通じて速やかに通告される。

3 拿捕された漁船及び逮捕された乗組員は、裁判所が決定する妥当な供託金又はその他の保証を条件として、速やかに釈放される。

**第九条**

日本国政府は、日本国国民及び船舶が、合衆国が締約国である海産哺乳動物に関する国際協定に別段の定めがある場合又は合衆国政府によつて定められた海産哺乳動物の漁獲についての個別の許可及び規制に従う場合を除くほか、漁業保存水域において、海産哺乳動物を脅かし、狩猟し、捕獲し若しくは殺し、又は、脅かし、狩猟し、捕獲し若しくは殺そと試みることを差し控えることを確保する。

**第十条**

日本国政府は、日本国漁船が、この協定に基づく漁業を行うに当たり、第八条2の規定に従つて合衆国政府がとる行政上の措置に従うことを確保する。

**第十二条**

1 日本国政府は、この協定に従つて合衆国地先沖合の生物資源を漁獲する日本国各漁船が、正當に権限を有する合衆国取締官による当該漁船への乗船及び当該漁船の検査を許容し及び助けること並びに取締行為が行われる場合にはこれに協力することを確保するため、適當な措置をとる。

2 合衆国政府の当局によつて日本国漁船が拿捕され又は日本国政府の乗組員が捕獲されたときは、日本国政府に対し、その旨が外交上の経路を通じて速やかに通告される。

3 拿捕された漁船及び逮捕された乗組員は、裁判所が決定する妥当な供託金又はその他の保証を条件として、速やかに釈放される。

**第十三条**

合衆国は、この協定又はこれに基づいてとられる行政上の措置に従わない日本国漁船又はその所有者若しくは運航者に対する合衆国法律に従い、妥当な刑を科する。

**第十四条**

この協定のいかなる規定も、内水、領海、公海又は沿岸国管轄権若しくは権限(漁業資源の保存及び管理に係るもの)を除く。の範囲に関するい

ずれの政府の立場にも影響を与える又はこれを害するものではない。

**第十五条**

この協定の附属書は、公文の交換の形式による両政府間の合意により修正することができる。

**第十六条**

1 この協定は、それぞれの国によりその国内手続に従つて承認されなければならない。この協定は、その後日本国政府と合衆国政府との間で相互に合意される日に公文の交換を通じて効力を生じ、一千九百八十二年十一月三十一日まで効力を存続する。ただし、いずれか一方の政府が十二箇月の予告をもつて終了の通告を行ふことによりそれよりも早い日にこれを終了させる場合は、この限りでない。

2 この協定は、効力発生の二年後又は第三次国際連合海洋法会議の結果としての多数国間条約が採択された時に、両政府によつて再検討され

る。

以上の証據として、下名は、各自の政府から正

当に委任を受けたこの協定に署名した。

日本国政府及び合衆国政府は、合衆国地先沖合の生物資源の管理及び保存のために必要な科学

昭和五十二年五月二十四日 権議院会議録第二十九号

アメリカ合衆国の地先沖合における漁業に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について  
認を求める件及び同報告書

九六〇

千九百七十七年三月十八日にワシントンで、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

東郷文彦

アメリカ合衆国政府のために

ロザーン・リッジウェイ

合にはその拒否の理由を通知する。

5 日本国政府によつて3にいう条件及び制限が受諾され、かつ、料金が支払われたときは、合衆国政府は、前記の申請を承認し、日本国各

漁船のために許可証を発給する。この許可証の発給により、当該各漁船は、この協定及び許可証に規定される条件に従つて漁獲することを認められる。この許可証は、個々の漁船に対して発給されるものとし、譲渡されはならない。

6 日本国政府が合衆国政府に対して具体的な条件及び制限についての拒否の理由を通知した場合には、両政府は、これにつき協議を行うことができる。日本国政府は、この協議の後、修正した申請を提出することができる。

A 附属書Ⅰ

合衆国内地先沖合の生物資源の漁獲に日本国の漁船が從事することを認める各年ごとの許可証の申請及び発給は、次の手続に従つて行われる。  
1 日本国政府は、合衆国政府に対し、この協定に従つて漁獲に從事することを希望する日本国

の各漁船のために申請を行う。この申請は、合衆国政府がこのために定める様式により行われる。

(A) 許可証を求めている漁船の船名及び公式番号又はその他の識別材料並びに当該漁船の所有者及び運航者の氏名及び住所

(B) トン数、積載量、速度、加工設備、漁具の種類及び数量並びに当該漁船の漁獲の特性に関するその他の情報であつて要請されるもの

(C) 当該漁船が行うことを見たる各漁業の明細

(D) 当該許可証の有効期間内に当該漁船が予定している魚種別の漁獲量又は漁獲トン数

(E) 当該漁獲が行われる海域及び漁期

要請されるその他の関連情報

3 合衆国政府は、各申請を審査し、漁業資源の管理及び保存に関連して必要となる条件及び制限並びに必要とされる料金を決定する。合衆国政府は、この決定を日本国政府に通知する。

4 日本国政府は、3の通知を受けたときは、合衆国政府に対する、3にいう条件及び制限を受諾するか又は拒否するかを通知し、拒否する場

入されるものとする。

B 太平洋岸

次に掲げる年間の漁獲量及び漁獲努力量に関する統計が、翌年の五月三十日までに提出される。

(1) たばがに

ずわいがに

すけとうだら

まだら

めぬけ類

かれい類

ぎんだら

にしん

その他

(2) ベーリング海(第一、第二、第三及び第四小区域)

アリューシャン海区

シエマギン海区

チリコフ海区

ヴァンクーバー海区

ヤクタット海区

南東海区

シャーロット海区

コンセブション海区

その他の指定海区

2 A 生物学上の統計

(1) 大西洋岸

3 渔獲の行われる各月について、全協定水域について三十分区画の区域別に、かかる統計が、漁船ごとに報告される。この統計は、すべての魚種及び漁具の種類について、三十分区画のスタントン二十一年B型様式、磁気テープ、電子計算機カード又はプリント・アウトを使用して提出される。

漁船の操業日誌中の資料は、選定された特定の共同評価研究に供される。また、2に定期的の採集は、操業日誌に注釈として記

これらの年間の漁獲量及び漁獲努力量に関する統計は、磁気テープ、電子計算機カード又はプリント・アウトを使用して提出される。

前記の年間統計報告に加えて、メートル・

トンで表示される漁獲量及び漁場における操業隻日数で表示される漁獲努力量に関する暫定的な月間漁獲情報が、翌月の終わりまでに提出される。これらの情報は、漁具の種類別、船舶階層別、次の(1)に掲げる魚種別及び

N P F C の統計区域別のものとする。

(1) たばがに

ずわいがに

すけとうだら

まだら

めぬけ類

かれい類

ぎんだら

にしん

その他

(a) 各標本について記録する事項	ものとする。標本は、前記の分類の範囲内で、千メートル・トンごとに（千メートル・トンに満たない部分についてはその端数について）一の標本が採取されるものとする。
b 船舶分類(底びき船、まき網船等)	各標本について記録する事項
c 漁獲方法(中層びき等)	船舶分類(底びき船、まき網船等)
d 底びき網の具体的種類(その構造の説明又は縮尺による図面を含む。)	各標本について記録する事項
e 网目の大きさ	船舶分類(底びき船、まき網船等)
f 漁獲量中標本を採取した魚種のトントン数	各標本について記録する事項
g 標本を採取した魚類の総重量	船舶分類(底びき船、まき網船等)
曳網時刻	各標本について記録する事項
日付	船舶分類(底びき船、まき網船等)
曳網位置の緯度及び経度	各標本について記録する事項
標本採取の手続	船舶分類(底びき船、まき網船等)
(i) 魚種別に漁獲物を分類する場合	各標本について記録する事項
(a) 魚種別にそれぞれ約五十尾からなる四の標本を、一回の曳網から無作為に採取する。(一回の曳網につき二百尾に満たない魚種については、約一百尾が標本として採取されるまで曳網を通じて採取を続ける。)	船舶分類(底びき船、まき網船等)
(b) 尾叉長を、センチメートル単位で測定する。その他の測定単位を使用する場合には、換算のための適当な情報が提供されなければならない。	各標本について記録する事項
(c) 各魚種について、尾叉長が一センチメートル異なることに一尾の補助標本を採取する。成魚については、性別を記録する。	船舶分類(底びき船、まき網船等)
(d) 魚種別に漁獲物を分類しない場合は、それぞれ約三十キログラムの二の標本を、一回の曳網から無作為に採取する。	各標本について記録する事項

B	(b) 尾叉長を、魚種別にセンチメートル単位で測定する。その他の測定単位を使用する場合には、換算のための適当な情報が提供されなければならない。	取する。
(c) 各魚種について、尾叉長が一センチメートル異なることによっては、性別を記録する。	(b) 尾叉長を、魚種別にセンチメートル単位で測定する。その他の測定単位を使用する場合には、換算のための適当な情報が提供されなければならない。	(b) 尾叉長を、魚種別にセンチメートル単位で測定する。その他の測定単位を使用する場合には、換算のための適当な情報が提供されなければならない。
(d) 魚種別に漁獲物を分類しない場合は、それぞれ約三十キログラムの二の標本を、一回の曳網から無作為に採取する。	(c) 各魚種について、尾叉長が一センチメートル異なることによっては、性別を記録する。	(c) 各魚種について、尾叉長が一センチメートル異なることによっては、性別を記録する。
太平洋岸	(d) 魚種別に漁獲物を分類しない場合は、それぞれ約三十キログラムの二の標本を、一回の曳網から無作為に採取する。	(d) 魚種別に漁獲物を分類しない場合は、それぞれ約三十キログラムの二の標本を、一回の曳網から無作為に採取する。

1	アメリカ合衆国との間の協定を締結するため、昭和五十年八月以来東京及びワシントンで交渉を行つたが、協定の案文について最終的に合意をみると至つたので、本年三月十八日ワシントンにおいて、この協定の署名が行われた。	政府は、次のものを含む年別生物学上の統計を翌年の五月三十日までに提出する。
2	両国政府は、この協定の実施に関し、定期的に協議を行うこと。	ル単位で測定する。その他の測定単位を使用する場合には、換算のための適当な情報が提供されなければならない。
3	アメリカ合衆国政府は、毎年、総漁獲可能量、総漁獲可能なうち日本国への漁船による漁獲に供される部分等を決定し、日本国政府に年間の漁獲量及び漁獲努力量に関する統計のために1Bに掲げる魚種別の体長組成	ル単位で測定する。その他の測定単位を使用する場合には、換算のための適当な情報が提供されなければならない。
4	日本国政府は、アメリカ合衆国起源の漁船による収獲に供される部分を、年間漁獲量が五百メートル・トン又はそれを超えることが予想されるもの)の休長・体重に関する資料。科学的必要性がある場合には、年間漁獲量が五百メートル・トン又はそれを超えることが予想されるもの)につき、各主要魚種(例えば、協定水域における主要魚種)を採取し、適当な場合には、成魚及び耳石を採取する。成魚については、性別を記録する。	ル単位で測定する。その他の測定単位を使用する場合には、換算のための適当な情報が提供されなければならない。
5	両国政府は、アメリカ合衆国起源の漁船による収獲に供される部分を、年間漁獲量が五百メートル・トン又はそれを超えることが予想されるもの)の休長・体重に関する資料。科学的必要性がある場合には、年間漁獲量が五百メートル・トン又はそれを超えることが予想されるもの)につき、各主要魚種(例えば、協定水域における主要魚種)を採取し、適当な場合には、成魚及び耳石を採取する。成魚については、性別を記録する。	ル単位で測定する。その他の測定単位を使用する場合には、換算のための適当な情報が提供されなければならない。
6	日本国政府は、アメリカ合衆国政府に對し、日本国の各漁船の識別及び操業に関する情報を提供し、アメリカ合衆国政府は、この情報の収集及び報告の手続が、日本国及び合衆国の科学者の間の協議を通じて作成され、及ぼす影響を最小にする必要性等を考慮に入れるに通知すること。	ル単位で測定する。その他の測定単位を使用する場合には、換算のための適当な情報が提供されなければならない。

7	日本国政府は、日本国国民及び船舶が、漁獲される個々の魚類の代表的な休長、年齢及び体重を決定するため、日本国漁船による生物学上の標本採取が、日本国及び合衆国との間の協定を締結するため、昭和五十年八月以来東京及びワシントンで交渉を行つたが、協定の案文について最終的に合意をみると至つたので、本年三月十八日ワシントンにおいて、この協定の署名が行われた。	則及び手続についての共通の了解を確立することを約束すること。
8	日本国政府は、日本国漁船がアメリカ合衆国の取締官による取締りを許容することを確保するため適切な措置をとること。また、アメリカ合衆国政府の当局による日本国漁船の拿捕及び乗組員の逮捕の際は、日本国政府に対しそその旨が外交上の経路を通じて通告され、拿捕された漁船及び乗組員は、アメリカ合衆国裁判所が決定する保証を条件として、速やかに釈放されること。	2 両国政府は、この協定の実施に関し、定期的に協議を行うこと。
9	アメリカ合衆国は、この協定又はこれに基づいてとられる行政上の措置の違反に対し	3 アメリカ合衆国政府は、毎年、総漁獲可能量、総漁獲可能なうち日本国への漁船による漁獲に供される部分等を決定し、日本国政府に年間の漁獲量及び漁獲努力量に関する統計のために1Bに掲げる魚種別の体長組成

て、合衆国の法律に従い、妥当な刑を科すること。

なお、本協定は、それぞれの国によりその国内手続に従つて承認され、日本国政府と合衆国政府との間で相互に合意された日に公文の交換を通じて効力を生じ、千九百八十二年十二月三十一日まで効力を存続するが、いずれか一方の政府が十二箇月の予告をもつて終了の通告を行うことによりそれより早い日にこれを終了させることができることになっている。

よつて政府は、本協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるのである。

二 本件の議決理由  
アメリカ合衆国は、本年三月一日から同国の「一九七六年漁業保存管理法」に基づき、地先冲合の生物資源に対し漁業管理権行使しているが、この協定の締結により、我が國漁船がアメリカ合衆国沖合水域で引き続き操業することが確保されるので妥当な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

昭和五十二年五月二十日

衆議院議長 保利 茂殿  
外務委員長 竹内 黎一

経済協力に関する日本国とモンゴル人民共和国との間の協定について承認を求めるの件

昭和五十二年四月十九日  
内閣総理大臣 福田 駿夫

経済協力に関する日本国とモンゴル人民共和国との間の協定について承認を求めるの件

(b) 工場の建設のために必要な日本国民の役務  
3 贈与は、両政府間の合意によつて延長されない限り、この協定の効力発生の日から四年の期

三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

#### 理由

政府は、カシミヤ及びラクダの毛の加工工場の建設のための贈与をモンゴル人民共和国政府に対する援助として実施することにより、両国間の友好関係を強化し、及び両国間の経済協力を促進するため、昭和五十二年三月十七日にウランバートルで、経済協力に関する日本国とモンゴル人民共和国との間の協定に署名した。よつて、この協定を締結することいたしたい。これが、この案件を提出する理由である。

#### 第一条

経済協力に関する日本国とモンゴル人民共和国との間の協定

日本国政府及びモンゴル人民共和国政府は、

両国間の外交関係が千九百七十二年二月二十四日に開設されたこと及びこれより前に存在した事態から生じ、かつ、両国間で解決を要する懸案は何ら存在しないことがそのときに確認されたことを想起し、

両国間の友好関係を強化し、及び両国間の経済協力を促進することを希望して、

次とのおり協定した。

#### 第一条

日本国政府は、モンゴル人民共和国政府に対し、五十億円(五、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇円)を限度とする額の贈与を行う。

2 贈与は、モンゴル人民共和国政府により次に掲げる生産物及び役務を購入するために使用される。

(a) 一のカシミヤ及びラクダの毛の加工工場(以下「工場」という。)の建設のために必要な

経済協力に関する日本国とモンゴル人民共和国との間の協定について承認を求めるの件

(b) 工場の建設のために必要な日本国民の役務

3 贈与は、両政府間の合意によつて延長されない限り、この協定の効力発生の日から四年の期

間にわたつて使用に供され、かつ、工場の建設の進捗状況を勘査した合理的配分により使用に供される。

#### 第二条

モンゴル人民共和国政府が指定するモンゴルの当局(以下「モンゴルの当局」という。)は、前条2にいう生産物及び役務を購入するため、日本国民又は日本国民の支配する日本国の法人と因貨建ての契約を締結する。

この契約は、贈与の対象として適格であることが日本国政府により認証されなければならない。

#### 第三条

日本国政府は、認証された契約に基づいてモンゴルの当局が負う債務の弁済に充てるための資金を、モンゴル人民共和国政府又はモンゴルの当局によつて指定される日本国の外国為替公認銀行(以下「銀行」という。)に開設されるモンゴル人民共和国政府名義の勘定に日本円で払い込むことにより、贈与を実施する。

3 払込みは、モンゴル人民共和国政府又はモンゴルの当局が発行する支払授權書に基づいて銀行が支払請求書を日本国政府に提出した時に行われる。

勘定の目的は、日本国政府が払い込む日本円を受領すること及び日本国民又は日本国民の支配する日本国法人に対する支払を行うこととに限られる。

4 勘定への貸記及び借記に関する手続細目は、銀行とモンゴル人民共和国政府又はモンゴルの当局との間の協議により合意される。

#### 第四条

1 モンゴル人民共和国政府は、工場の建設について責任を負い、かつ、次のことのために必要な措置をとる。

2 贈与による供与される生産物は、モンゴル人民共和国から再輸出されなければならない。

#### 第五条

2 贈与の実施に関する手数料を負担すること。

#### 第六条

2 贈与による供与される生産物は、モンゴル人民共和国から再輸出されなければならない。

#### 第七条

2 贈与による供与される生産物は、モンゴル人民共和国から再輸出されなければならない。

#### 第八条

2 贈与による供与される生産物は、モンゴル人民共和国から再輸出されなければならない。

#### 第九条

2 贈与による供与される生産物は、モンゴル人民共和国から再輸出されなければならない。

#### 第十条

2 贈与による供与される生産物は、モンゴル人民共和国から再輸出されなければならない。

つ整地を行い、この土地に電気及び水道を敷設し並びに排水施設及び蒸気施設を提供すること。

人民共和国における通関及び国内輸送が速やかに行われることを確保すること。

(c) 贈与によつて供与される生産物のモンゴル人民共和国における通關及び国内輸送が速やかに行われることを確保すること。

(d) 日本国民及び日本国民の支配する日本国法人につき、贈与に基づく生産物及び役務の供与に関するモソゴル人民共和国において課される関税、内国税その他の財政課徴金を免除すること。

(e) 贈与によつて供与される生産物のモンゴル人民共和国における通關及び国内輸送が速やかに行われることを確保すること。

(f) 贈与によつて供与される生産物が工場の建設のために適正かつ効果的に維持され及び使用されることをモソゴルの当局を通じて確保すること。

(g) 贈与によつて供与される生産物が工場の建設のために適正かつ効果的に維持され及び使用されることをモソゴルの当局を通じて確保すること。

(h) 贈与によつて供与される生産物が工場の建設のために適正かつ効果的に維持され及び使用されることをモソゴルの当局を通じて確保すること。

(i) 贈与によつて供与される生産物が工場の建設のために適正かつ効果的に維持され及び使用されることをモソゴルの当局を通じて確保すること。

(j) 贈与によつて供与される生産物が工場の建設のために適正かつ効果的に維持され及び使用されることをモソゴルの当局を通じて確保すること。

(k) 贈与によつて供与される生産物が工場の建設のために適正かつ効果的に維持され及び使用されることをモソゴルの当局を通じて確保すること。

(l) 贈与によつて供与される生産物が工場の建設のために適正かつ効果的に維持され及び使用されることをモソゴルの当局を通じて確保すること。

(m) 贈与によつて供与される生産物が工場の建設のために適正かつ効果的に維持され及び使用されることをモソゴルの当局を通じて確保すること。

(n) 贈与によつて供与される生産物が工場の建設のために適正かつ効果的に維持され及び使用されることをモソゴルの当局を通じて確保すること。

(o) 贈与によつて供与される生産物が工場の建設のために適正かつ効果的に維持され及び使用されることをモソゴルの当局を通じて確保すること。

(p) 贈与によつて供与される生産物が工場の建設のために適正かつ効果的に維持され及び使用されることをモソゴルの当局を通じて確保すること。

(q) 贈与によつて供与される生産物が工場の建設のために適正かつ効果的に維持され及び使用されることをモソゴルの当局を通じて確保すること。

(r) 贈与によつて供与される生産物が工場の建設のために適正かつ効果的に維持され及び使用されることをモソゴルの当局を通じて確保すること。

(s) 贈与によつて供与される生産物が工場の建設のために適正かつ効果的に維持され及び使用されることをモソゴルの当局を通じて確保すること。

(t) 贈与によつて供与される生産物が工場の建設のために適正かつ効果的に維持され及び使用されることをモソゴルの当局を通じて確保すること。

(u) 贈与によつて供与される生産物が工場の建設のために適正かつ効果的に維持され及び使用されることをモソゴルの当局を通じて確保すること。

(v) 贈与によつて供与される生産物が工場の建設のために適正かつ効果的に維持され及び使用されることをモソゴルの当局を通じて確保すること。

(w) 贈与によつて供与される生産物が工場の建設のために適正かつ効果的に維持され及び使用されることをモソゴルの当局を通じて確保すること。

(x) 贈与によつて供与される生産物が工場の建設のために適正かつ効果的に維持され及び使用されることをモソゴルの当局を通じて確保すること。

(y) 贈与によつて供与される生産物が工場の建設のために適正かつ効果的に維持され及び使用されることをモソゴルの当局を通じて確保すること。

(z) 贈与によつて供与される生産物が工場の建設のために適正かつ効果的に維持され及び使用されることをモソゴルの当局を通じて確保すること。

日本国政府のために

柘植 格

モンゴル人民共和国政府のために

D・サルダン

経済協力に関する日本国とモンゴル人民共和国との間の協定について承認を求める件に関する報告書

本件の要旨及び目的

我が国は、モンゴル人民共和国政府との間に経済協力に関する協定を締結するため、昭和五十一年七月以来交渉を行つたが、合意に達したので、本年三月十七日ウランバートルにおいて、本協定に署名を行つた。

本協定は、我が國政府からモンゴル政府に対し、四年間にわたつて五十億円を限度とする額の贈与を行い、この贈与はモンゴル政府により、カシミヤ及びラクダの毛の加工工場の建設に必要な日本の生産物及び日本国民の役務を購入するために使用されることを定めているほか、本件贈与実施の具体的手続、モンゴル側のるべき措置等について定めている。

よつて政府は、本協定は、それぞれの政府がその憲法上の手続に従つてこれを承認した旨を通告する公文が交換された日に効力を生ずることになつてゐる。

よつて政府は、本協定の締結について、日本国憲法第七十三条第二号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるのである。

## 二 本件の議決理由

本協定を締結することは、我が国とモンゴルとの二国間に残存していた一種のわだかまりを払拭することとなり、今後両国間の友好関係の促進に多大の貢献をなすものと期待されるので妥当な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

## 三 本件に要する経費

本件に要する経費は、昭和五十二年度一般会計予算大蔵省所管特殊債務等処理費の項に、モンゴルの経済協力に必要な経費として十五億千六百三十九万円が計上されている。

右報告する。

昭和五十二年五月二十日

衆議院議長 保利 茂殿

外務委員長 竹内 黎一

副委員長 岩田 駿

副委員長 森田 信

副委員長 佐々木 伸

千九百七十一年七月二十四日にパリで改正された万国著作権条約及び関係諸議定書の締結について承認を求める件についての報告書

該他の締約国が自国民の発行されていない著作物に与えている保護と同一の保護及びこの条約が特に与える保護を受ける。

3 この条約の適用上、締約国は、自國の法令により、自國に住所を有する者を自国民とみなすことができる。

## 第三条

1 締約国は、自國の法令に基づき著作権の保護の国際制度を寄すことなくこれに追加され、個人の権利の尊重を確保し、かつ、文学、学術及び美術の発達を助長するものであることを確信し、このような万国著作権保護制度が、人間精神の所産の普及を一層容易にし、かつ、國際的理解を増進するものであることを了解し、

千九百五十二年九月六日にジュネーヴで署名された万国著作権条約（以下「千九百五十二年条約」という。）を改正することに決定し、よつて、

次のことおり協定した。

第一条 各締約国は、文書、音楽の著作物、演劇用の著作物、映画の著作物、絵画、版画及び彫刻を含む文学的、學術的及び美術的著作物についての著作者その他の著作権者の権利の十分かつ有効な保護を確保するため必要なすべての措置をとる。

2 1の規定は、締約国が、自國において最初に発行された著作物又は自國の著作物（発行の場所のいかんを問わない。）について、著作権の取得及び享有のため、方式その他の条件を要求することを妨げなければならない。

3 1の規定は、司法上の救済を求める者が訴えを提起するに当たり満たすべき手続上の要件として、國內で開業する弁護士に依頼すること、裁判所若しくは行政機関又はその双方に対して訴訟に係る著作物の複製物を一部納入すること等を締約国が定めることを妨げるものではない。もともと、當該手続上の要件を満たしていないことは、著作権に影響を及ぼすものではない。

著作物は、他のいずれの締約国においても、當

された万国著作権条約及び関係諸議定書の締結について承認を求める件及び同報告書 千九百七十一年七月二十四日にパリで改正

ることができない。

4 各締約国は、他の締約国の国民の発行されていない著作物を、方式の履行を要することなく保護するための法的手段を確保する。

5 締約国は、著作権について二以上の保護期間を許与する場合において最初の期間が次条に定める最短の期間よりも長いときは、二番目以降の保護期間に関する限りも短くてはならない。

の保護期間に関しては、1の規定に従うことを要しない。

#### 第四条

1 著作物の保護期間は、第二条及びこの条の規定に従い、保護が要求される締約国の法令の定めるところによる。

2 (a) この条に基づいて保護を受ける著作物の保護期間は、著作者の生存の間及びその死後二十五年から成る期間よりも短くてはならない。もつとも、いすれかの締約国が自國についてこの条約が効力を生ずる日に特定の種類の著作物に関し保護期間を最初の発行の日から起算する期間に限定している場合には、当該の最初の発行の日から二十五年よりも短くてはならない。

(b) いすれかの締約国が自國についてこの条約が効力を生ずる日に保護期間を許与する場合には、それらの期間を合算した期間を二十五年から成る期間よりも短くてはならない。もつとも、いすれかの締約国が自國についてこの条約が効力を生ずる日に特定の種類の著作物に関し保護期間を最初の発行の日から起算する期間に限定している場合には、当該の最初の発行の日から二十五年よりも短くてはならない。

3 (c) 締約国が法令により二以上の連続する保護期間を許与する場合には、それらの期間を合算した期間を二十五年から成る期間よりも短くてはならない。

3

2

1

作物については適用しない。もつとも、写真の著作物を保護し、又は応用美術の著作物を美術的著作物として保護している締約国においては、これらの種類の著作物に関する保護期間は、いすれも十年よりも短くてはならない。

4 (a) いすれの締約国も、発行されていない著作物についてはその著者が国民である締約国により、発行された著作物についてはその著作物が最初に発行された締約国の法令により、それらの著作物の種類について定められている期間よりも長い期間保護を与える義務を負わない。

(b) (a)の規定の適用上、いすれかの締約国が法令により二以上の連続する保護期間を許与する場合には、それらの期間を合算した期間を二十五年から成る期間よりも短くてはならない。もつとも、いすれかの締約国が自國についてこの条約が効力を生ずる日に特定の種類の著作物に関し保護期間を最初の発行の日から起算する期間に限定している場合には、当該の最初の発行の日から二十五年よりも短くてはならない。

(c) (b)の規定の適用上、非締約国において最初に発行された締約国の国民の著作物は、その著作者が国民である締約国において最初に発行されたものとみなす。

5 4の規定の適用上、非締約国において最初に発行された締約国の国民の著作物は、その著作者が国民である締約国において最初に発行されたものとみなす。

6 同時に発行された著作物は、最も短い保護期間を許与する締約国において最初に発行されたものとみなす。

#### 第四条の二

1 第一条に規定する権利は、著作者の財産的利益を確保する基本的な権利、特に、複製方法のいかんを問わない。(a)公の上演及び演奏並びに放送を許諾する排他的権利を含む。この条の規定は、原作物であるか原作物から派生したもの

認められる改作物であるかを問わず、この条約に基づいて保護を受ける著作物に適用する。

2 もつとも、各締約国は、1に規定する権利について、この条約の精神及び規定に反しない例外を自國の法令により定めることができる。ただし、自國の法令にそのような例外を定める締約国は、例外を定める各種権利について、合理的な水準の有効な保護を与える。

#### 第五条

1 第一条に規定する権利は、この条約に基づいて保護を受ける著作物を翻訳し、その翻訳物を発行し並びに当該著作物の翻訳及びその翻訳物の発行を許諾する排他的権利を含む。

2 もつとも、各締約国は、次の規定に従うこととを条件として、自國の法令により文書の翻訳権を制限することができる。

(a) 文書の最初の発行の日から七年の期間が満了した時点で、翻訳権を有する者又はその者の許諾を得た者により、当該締約国において一般に使用されている言語で当該文書の翻訳物が発行されていない場合には、当該締約国は、当該文書をその言語に翻訳しかつその翻訳物を発行するため、自國の権限のある機関から非排他的な許可を受け得ることができる。

(b) (a)の許可を申請する締約国は、翻訳権を有する者に対し翻訳しかつその翻訳物を発行することの許諾を求めたが拒否されたこと又は相当な努力を払つたが翻訳権を有する者と連絡することができなかつたことを、申請を行つた締約国手続に従つて立証しなければならない。(a)の許可是、当該締約国において一般に使用されている言語で当該文書の翻訳物が発行されていない場合には、当該締約国が(4)の許可を認めており、その翻訳物の輸入及び販売を禁止していない場合には、当該他の締約国に輸入及び当該他の締約国における販売して販売することができる。この条件が満たされない場合には、その翻訳物の当該他の締約国への輸入及び当該他の締約国における販売は、当該他の締約国の法令及び当該他の締約国が締結する取扱の定めるところによる。許可を受けた者は、その許可を譲渡してはならない。

(c) 許可是、著作者が著作物の領布中のすべての複製物を回収した場合には、与えてはならない。

(d) 翻訳権を有する者に対し公正なかつ國際慣行に合致した補償額を確保し、その補償金の支払及び移転を確保し並びに著作物の正確な翻訳を確保するため、国内法令により適当な措置をとる。

(e) 原著作物の題号及び著作者の名は、発行されたすべての翻訳物に印刷されていなければならぬ。許可是、許可が申請された締約国における翻訳物の発行についてのみ有効とする。このようにして発行された翻訳物は、他のいすれかの締約国において一般に使用されている言語が著作物の翻訳された言語と同一の言語であり、かつ、当該他の締約国が(4)の許可を認めており、その翻訳物の輸入及び販売を禁止していない場合には、当該他の締約国に輸入及び当該他の締約国における販売して販売することができる。この条件が満たされない場合には、その翻訳物の当該他の締約国への輸入及び当該他の締約国における販売は、当該他の締約国の法令及び当該他の締約国が締結する取扱の定めるところによる。許可を受けた者は、その許可を譲渡してはならない。

(f) 許可是、著作者が著作物の領布中のすべての複製物を回収した場合には、与えてはならない。

#### 第五条の二

1 国際連合総会の確立された慣行により開発された翻訳権を有する者は、翻訳物が既に発行された翻訳物がすべて絶版になつていている場合に限り、これと同一の条件で与えることができる。

(g) 許可を申請する者は、翻訳権を有する者と連絡することができなかつた場合には、書きなづた場合は、原作物であるか原作物から派生したと

後に国際連合教育科学文化機関事務局長(以下「事務局長」という。)に寄託する通告により、次条及び第五条の四に定める例外の一部又は全部を援用することができる。

1の通告は、この条約が効力を生ずる日から十年の期間又はその十年の期間のうち通告の寄託の日に残存する期間効力を有するものとし、また、現に経過中の十年の期間の満了の十五箇月前から三箇月前までの間に締約国が事務局長に更に寄託する通告により、更に十年間ずつ全体的又は部分的に更新することができる。最初の通告は、この条の規定に従い、二番目以降の十年の期間に行うことでもできる。

3 2の規定にかかるわらず、1に規定する開発途上にある国でなくなつた締約国は、1又は2の規定に基づく通告を更新することができなくなるものとし、また、通告を正式に撤回するかどうかを問わず、現に経過中の十年の期間の満了の時又は開発途上にある国でなくなつた後三年を経過した時のいずれか遅い時に、次条及び五条の四に定める例外を援用することができなくなる。

4 次条及び第五条の四に定める例外により既に作成された著作物の複製物は、この条の規定に基づく通告が効力を有する期間の満了後も、その在庫が無くなるまで引き続き頒布することができます。

5 いづれの締約国も、1に規定する国の状態と同様の状態にある特定の国又は領域についてこの条約の適用に関し第十三条の規定に基づく通告を寄託した場合には、その国又は領域に関する者は、許諾を求めるに同時に、その旨を、この条の規定に基づく通告を寄託し、及びその通告を更新することができる。この条の規定に基づく通告が効力を有する間は、次条及び第五条の四の規定は、その国又は領域について該締約国への複製物の送付は、次条及び第五条の四にいう輸出とみなす。

### 第五条の二

(a) 前条1の規定が適用される締約国は、第五条2に定める七年の期間に代えて三年の期間を援用することができる。もつとも、この条約の締約国である先進国又は千九百五十二年条約のみの締約国である先進国において一般に使用されていない言語への翻訳については、この三年の期間に代えて一年の期間とする。

(b) 前条1の規定が適用される締約国は、この条約の締約国である先進国又は千九百五十二年条約のみの締約国である先進国であつて同一の言語が一般に使用されているものの全員一致の合意がある場合には、当該言語への翻訳について、その合意に従つて定められる期間(この期間は、一年よりも短くてはならない。)をもつて(a)に定める三年の期間の代わりとすることができる。もつとも、当該言語が英語、フランス語又はスペイン語であるときは、この(b)の規定は、適用しない。その合意は、事務局長に通告する。

(c) 許可は、許可を申請する者が、翻訳権を有する者に対し許諾を求めたが拒否されたことと連絡することができなかつたことを、申請を行つた締約国の手続に従つて立証する場合に限り、与えることができる。

(d) 許可を申請する者は、翻訳権を有する者は、許諾を求めるに同時に、その旨を、国際連合教育科学文化機関が設立した国際著作権情報センター又は発行者がその主たる事務局に寄託した通告で指定した国内的若しくは地域的情報センターに通報しなければならない。

及び(c)に規定する国内的又は地域的情報センターに対し、申請書の写しを書留航空便で送付しなければならない。許可を申請する者は、このようなセンターについて通告が行われることを送付しなければならない。

2 (a) この条の規定に基づく許可是、三年の期間の満了を条件として受けられる許可については更に六箇月の期間が満了するまで、一年の期間の満了を条件として受けられる許可については更に九箇月の期間が満了するまで、与えてはならない。その追加の期間は、1(c)に規定する翻訳の許諾を求めた日から、又は翻訳権を有する者若しくはその者の住所が明らかでない場合には1(d)に規定する許可の申請書の写しの発送の日から起算する。

(b) 許可是、翻訳物が翻訳権を有する者又はその者の許諾を得た者により(a)の六箇月又は九箇月の期間内に発行された場合には、与えてはならない。

3 この条の規定に基づく許可是、教育又は研究を目的とする場合に限り、与えることができる。この条の規定に基づく許可是、教育又は研究を行つた締約国における発行についてのみ有効とする。

(a) この条の規定に基づいて与えられる許可是、翻訳物の輸出には及ばないものとし、許可が申請された締約国における発行についてのみ有効とする。

(b) この条の規定によつて与えられた許可に基づいて発行された翻訳物には、その許可を与えた締約国においてのみその翻訳物が頒布されるものである旨の表示を適當な言語で記載しなければならない。第三条1の表示が著作物に掲げられている場合には、その表示を当該著作物の翻訳物にも掲げなければならない。

(c) この条の規定に基づき英語、フランス語及びスペイン語以外の言語への著作物の翻訳の連絡することができなかつた場合には、著作物にその名を表示されている発行者に対し、

許可を与えた締約国(政府機関その他)の公機関が当該許可に基づいて作成された翻訳物を他の国に送付する場合において、次のすべての条件が満たされたときは、輸出の禁止についての(b)の規定は、適用しない。

(i) 受取人が、当該許可を与えた締約国(国民であること)又はその国民から成る団体であること。

(ii) その翻訳物が、教育又は研究のためにのみ使用されること。

(iii) その翻訳物の送付及びその後の受取人への領布が、営利の目的を有しないこと。

(iv) その翻訳物を送付された国が、その締約国との間でその翻訳物の受領若しくは領布又はその双方を許可することについて合意しており、かつ、その合意を行つたいずれかの政府がその合意を事務局長に通告していること。

5 次のことを確保するため、適当な国内措置をとる。

(a) 許可が、二の関係国における関係者の間で自由に取り決める翻訳の許諾の場合は通常支払われる使用料の基準に合致する公正な補償金を伴うこと。

(b) (a)の補償金の支払及び移転が行われること。通貨又はこれに相当するものによる補償金の移転を確保するため、国際的な機構を利用してあらゆる努力を払う。

6 締約国がこの条の規定に基づいて与えた許可是、その許可が与えられた翻訳物と同一の言語による翻訳物であつては同一の内容を有するものが翻訳権を有する者又はその者の許諾を得た者により、当該締約国において同種の著作物に通常付される価格と同程度の価格で当該締約国において発行された場合には、消滅する。許可の消滅前に既に作成された翻訳物は、その在

庫が無くなるまで引き続き発布することができ

7

る。主として図画から成る著作物については、本文を翻訳し及び図画を複製するための許可是、次条の条件も満たされる場合に限り、与えることができる。

(a) この条約に基づいて保護を受ける著作物で印刷その他類似の複製形式で発行されたもの

の翻訳の許可是、前条の規定が適用される

申請に基づき、次のことを条件として与える

ことができる。

(i) その翻訳物が、当該締約国の法令に従つて作成され及び取得された複製物から作成されること。

(ii) その翻訳物が、専ら教育を目的とする放送又は特定の分野の専門家向けの科学技術情報の普及を目的とする放送においてのみ使用されるためのものであること。

(iii) その翻訳物が、当該締約国内の受信者向けて適法に行われる放送(専らそのような放送のために適法に作成された録音物又は録画物を用いて行う放送を含む)において、専ら(1)の目的のために使用されるこ

と。

(iv) その翻訳物の録音物又は録画物は、当該

許可を与えた締約国に主たる事務所を有す

る放送機関の間においてのみ交換すること

ができる。

(b) 許可是、(a)に定める基準及び条件が満たされることを条件として、専ら教育活動において使用されるために作成されかつ発行された視聴覚的固定物と一体となつて本文の翻訳のために、放送機関に与えることができる。

(c)

(a) 及び(b)の規定に従うことを条件として、この条の他の規定は、許可の付与及び行使について適用する。

この条の規定に従うこととを条件として、この条の規定に基づいて与えられた許可是、第五条の規定に基づいて与えられた許可是、第五条

の定めるところによるものとし、また、第五条に定める七年の期間が満了した後も引き続きこの条及び第五条の定めるところによる。もつとも、その期間の満了後は、許可を受けた者は、その許可を専ら第五条の定めるところによると、新たな許可に替えることを請求することができる。

#### 第五条の四

1 第五条の二の規定が適用される締約国は、

次の規定を採用することができる。

(a) 3に規定する文学的、学術的又は美術的著作の特定の版の複製物が、

(i) その版の最初の発行の日から起算して(c)に定める期間又は

(ii) 当該締約国の法令が定める一層長い期間が満了した時までに、複製権を有する者又はその者の許諾を得た者により、当該締約国において同種の著作物に通常付される価格と同程度の価格で当該締約国において一般公衆又は教育活動のために頒布されていない場合には、当該締約国における国民は、教育活動における使用のため、その価格又は一層低い価格でその版を発行するための非排他的な許可を権限のある機関から受け取ることができる。許可是、許可を申請する者が、複製権を有する者に対するその著作物を発行することの許諾を要求したが拒否されたこと又は相当な努力を払つたこと。

(iii) 三年の期間の満了を条件として受けられる

許可是、次の条件が満たされる場合を除くほ

か、この条の規定に基づいて与えてはならない。

(iv) 三年の期間が満了するまで、与えてはならない。

(v) 三年の期間が満了するまで、与えてはならない。

(vi) 三年の期間が満了するまで、与えてはならない。

(vii) 三年の期間が満了するまで、与えてはならない。

(viii) 三年の期間が満了するまで、与えてはならない。

(d)

(d) に規定する国内的若しくは地域的情報セントナーに通報しなければならない。

当該締約国において同種の著作物に通常付される価格と同程度の価格で当該締約国において一般公衆又は教育活動のために六箇月の間頒布されていない場合にも、(b)の条件と同一の条件で与えることができる。

2 に定める七年の期間が満了した後も引き続きこの条及び第五条の定めるところによる。もつとも、その期間の満了後は、許可を受けた者は、その許可を専ら第五条の定めるところによると、新たな許可に替えることを請求することができる。

は、その許可を受けた者は、その許可を譲渡してはならない。

は、発行されたすべての複製物が、

いなければならない。許可是、複製物の輸出には及ばないものとし、許可が申請された締約国における発行についてのみ有効とする。

(e)

著作物の特定の版の題号及び著作者の名前について適切に表示する。

は、発行されたすべての複製物に印刷されて

いなければならない。許可是、複製物の輸出には及ばないものとし、許可が申請された締約国における発行についてのみ有効とする。

は、発行されたすべての複製物に印刷されて

(f)

著作物が行われなかつたこと。

著作物の特定の版の題号及び著作者の名前

は、発行されたすべての複製物が、

いなければならない。許可是、複製物の輸出には及ばないものとし、許可が申請された締約国における発行についてのみ有効とする。

(c) 著作物のいずれかの版の複製物が、複製権を有する者はその者の許諾を得た者により、当該締約国において同種の著作物に通常を利用してあらゆる努力を払う。

(d) 著作物の同一の内容のものであるときは、この条の規定に基づいて与えられた許可は、消滅する。許可の消滅前に既に作成された複製物は、その在庫が無くなるまで引き続き頒布することができる。

(e) 許可は、著作者が特定の版の頒布中のすべての複製物を回収した場合には、与えてはならない。

(f) この条の規定が適用される場合を除くほか、この条の規定が適用される文学的、学術的又は美術的著作物は、印刷その他類似の複製形式で発行された著作物に限定される。

(g) この条の規定は、適法に作成された視聴覚的固定物であつて保護を受ける著作物であるもの又は保護を受ける著作物を収録したものと見なつてゐる本文を当該許可を与える権能を有する国において一般に使用されている言語に翻訳することについても、適用する。ただし、その視聴覚的固定物が、専ら教育活動において使用されるために作成されかつ發行されたものであることを条件とする。

(h) 第六条  
この条約において「發行」とは、読むこと又は視覚によつて認めることができるように著作物を有形的に複製し及びその複製物を公衆に提供することをいう。

第七条  
この条約は、保護が要求される締約国における

この条約の効力発生の日に当該締約国において最終的に保護を受けなくなつており又は保護を受けたことのない著作物及び著作物についての権利には適用しない。

第八条  
1. 千九百七十二年七月二十四日の日付を付したこの条約は、事務局長に寄託するものとし、この条約の日付の日の後百二十日の間千九百五十二年条約のすべての締約国による署名のために開放しておく。この条約は、署名国によって批准され又は受諾されなければならない。

2. この条約に署名しなかつたいすれの国も、これに加入することができる。

3. 批准、受諾又は加入は、批准書、受諾書又は加入書を事務局長に寄託することによつて行なう。

第九条  
1. この条約は、十二の批准書、受諾書又は加入書の寄託の後三箇月で効力を生ずる。

2. その後は、この条約は、批准書、受諾書又は加入書を寄託した各國について、その寄託の後三箇月で効力を生ずる。

3. 千九百五十二年条約の締約国でない国によるこの条約への加入は、千九百五十二年条約への加入を伴う。もつとも、この条約が効力を生ずる前に加入書を寄託する国は、千九百五十二年条約への加入についてこの条約が効力を生ずることを条件とることができる。この条約が効力を生じた後は、いすれの国も、千九百五十二年条約にのみ加入することはできない。

4. この条約の締約国と千九百五十二年条約の定めところによる。もつとも、千九百五十二年の締約国との関係は、千九百五十二年条約の定めところによる。

1. 締約国は、自國について、又は前条の規定に基づいて行つた通告に掲げる若しくは領域の全部若しくは一部についてこの条約を廃棄することができる。廃棄は、事務局長にあつた通告により行う。この条約の廃棄は、千九百五十二年条約の廃棄を伴う。

2. 1の廃棄は、廃棄の通告が行われた締約国又は国若しくは領域についてのみ効力を有するものとし、通告が受領された日の後十二箇月を経過するまでは効力を生じない。

3. 政府間委員会は、この条約の締約国又は千九百五十二年条約のみの締約国である十八の国の代表者から成る。

4. 政府間委員会は、地理的位置、人口、言語及び發展段階を基礎とする各國の公正な均衡に十分な考慮を払つて選出される。

第十二条  
政府間委員会は、必要と認めるとき又はこの条約への加入についてこの条約が効力を生ずることを条件とができる。この条約が効力を生じた後は、いすれの国も、千九百五十二年条約にのみ加入することはできない。

第十三条  
1. 締約国は、批准書、受諾書若しくは加入書の寄託の時に、又はその後いつでも、事務局長に改正の会議を招集する。

1. この条約は、英語、フランス語及びスペイン語により作成する。これらの三条約文は、署名されるものとし、ひとしく正文とする。

2. 事務局長は、関係政府と協議の上、アラビア語、ドイツ語、イタリア語及びポルトガル語によるこの条約の公定訳文を作成する。

3. いすれの締約国も、単独で又は共同して、事務局長との取決めに従い、自己が選択する言語にてこの条約を適用する旨を宣言することができる。

第十四条  
1. 各締約国は、自國の憲法に従い、この条約の適用を確保するために必要な措置をとる。

2. いすれの国も、自國についてこの条約が効力を生ずる日に、自國の法令に従いこの条約を実施することのできる状態になつていなければならぬと了解される。

第十五条  
1. 締約国は、自國について、又は前条の規定に基づいて行つた通告に掲げる若しくは領域の全部若しくは一部についてこの条約を廃棄することができる。廃棄は、事務局長にあつた通告により行う。この条約の廃棄は、千九百五十二年条約の廃棄を伴う。

2. 1の廃棄は、廃棄の通告が行われた締約国又は国若しくは領域についてのみ効力を有するものとし、通告が受領された日の後十二箇月を経過するまでは効力を生じない。

3. 国際連合教育科学文化機関、文学的及び美術的著作物保護国際同盟、米州機構等の関係国際機関と協力して著作権の国際的な保護に関するその他の問題を研究すること。

4. 自己の活動を万国著作権条約の締約国に通報すること。

第十六条  
1. この条約の解釈又は適用に関する二以上の締約国間の紛争で交渉によつて解決されないものは、紛争当事国が他の解決方法について合意する場合を除くほか、国際司法裁判所による決定のために同裁判所に付託される。

2. 事務局長は、関係政府と協議の上、アラビア語、ドイツ語、イタリア語及びポルトガル語によるこの条約の公定訳文を作成する。

3. いすれの締約国も、単独で又は共同して、事務局長との取決めに従い、自己が選択する言語にてこの条約を適用する旨を宣言することができる。

語による訳文を事務局長に作成させることができる。

4 これらのすべての訳文は、この条約の署名本書に添付する。

**第十七条**

1 この条約は、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約の規定及び同条約により創設された同盟の構成国の地位に何ら影響を及ぼすものではない。

2 1の規定の適用に関し、この条に宣言が附属している。この宣言は、千九百五十一年一月一日にベルヌ条約に拘束されていた國又はその後拘束された國若しくは拘束される國について、この条約の不可分の一部である。これらの國によるこの条約の署名は、この宣言の署名を伴うものとし、これらの國によるこの条約の批准若しくは受諾又はこれへの加入は、それぞれ、この宣言の批准若しくは受諾又はこれへの加入を伴う。

**第十八条**

この条約は、専ら二以上上の米州の共和国の間にのみ現在効力を有しており又は将来効力を有することとなる著作権に関する多數國間又は二國間の条約又は取極を無効にするものではない。これらの現行の条約若しくは取極の規定との条約の規定とが抵触する場合は、最も新しく作成された条約又は取極の規定が締約國間において優先する。いずれかの締約國についてこの条約が効力を生ずる日前に有効な条約又は取極に基づき当該締約國において取得された著作物についての権利は、影響を受けない。

**第十九条**

この条約は、二以上の締約國の間に効力を有している著作権に関する多數國間又は二國間の条約又は取極を無効にするものではない。これらの条約又は取極の規定との条約の規定とが抵触する

場合には、この条約の規定が優先する。いずれかの締約國についてこの条約が効力を生ずる日前に有効な条約又は取極に基づき当該締約國において取得された著作物についての権利は、影響を及ぼすものではない。

**第二十条**

この条約には、いかなる留保も認めない。

**第二十一条**

1 事務局長は、関係國に対し、及び登録のため国際連合事務総長に対し、この条約の認証謄本を送付する。

2 事務局長は、すべての関係國に対し、批准を送付する。

**第十七条**に關する附属宣言

文学的及び美術的著作物保護國際同盟(以下「ベルヌ同盟」という。)の構成國でありかつこの条約の署名國である國は、その同盟の基礎の上に相互の關係を密接にし、かつ、ベルヌ条約と万国著作権条約との併存から生ずる紛争を避けることを希望し、要としている國があることを認めて、

合意により、次の宣言を受諾した。

(a) (b)に規定する場合を除くほか、千九百五十一年一月一日の後にベルヌ同盟から脱退した國をベルヌ条約により本国とする著作物は、ベルヌ同盟國において、万国著作権条約による保護を受けない。

(b) (a)の規定は、国際連合総会の確立された慣習により開発途上にある國とされる締約國であつて、自國を開発途上にある國と認める旨の通告をベルヌ同盟からの脱退の時に国際連合教育科学文化機関事務局長に寄託しているものについては、その締約国がこの条約に定める例外を第

五条の二の規定に基づいて援用することができない限り、適用しない。

(c) 万国著作権条約は、いずれかのベルヌ同盟國をベルヌ条約に基づいて本国とする著作物の保護に関する限り、ベルヌ同盟國の間の關係については適用しない。

**第十二条**に關する決議

万国著作権条約改正會議は、この決議が附屬するこの条約第十二条に規定する政府間委員会に関する問題を審議して、次のこととを決議する。

1 政府間委員会は、当初、千九百五十二年条約第十二条及び同条に附屬する決議に基づいて設置された政府間委員会の十二の構成國の代表者並びにこれに加えてアルゼンティナ、オーストラリア、日本国、メキシコ、セネガル及びニーゴエスラヴィアの代表者から成る。

2 千九百五十二年条約の締約國でなく、かつ、この条約の効力発生後の政府間委員会の最初の通常会期までにこの条約に加入していない国は、同委員会がその最初の通常会期においてこの条約第十二条及び三の規定に従つて選出する他の國をもつて代えられる。

3 1に規定する政府間委員会は、この条約が効力を生じた後直ちにこの条約第十二条の規定に基づいて構成されたものとする。

4 政府間委員会は、この条約の効力発生の後一年以内に会合するものとし、その後は、少なくとも二年に一回通常会期として会合する。

5 政府間委員会は、委員長一人及び副委員長二人を選出する。政府間委員会は、次の原則を考慮してその手続規則を定める。

(a) 政府間委員会の構成國の通常の任期は、六年とし、二年ごとにその三分の一が改選される。もつとも、政府間委員会の当初の構成國については、その三分の一はこの条約の効力発生の後における同委員会の第二回の通常会期の終わりに、他の三分の一は第二回の通常会期の終わりに、残りの三分の一は第四回の通常会期の終わりに、それぞれ任期が満了するものと了解される。

(b) 政府間委員会の空席を補充する手続規則、構成國の任期が満了する順序に関する規則、再選の資格に関する規則及び選挙の手続規則は、同委員会の構成國の地位の継続の必要と構成國の交替の必要との均衡及びこの条約第十二条にいう考慮を基礎とする。

万国著作権条約改正會議は、国際連合教育科学文化機関が政府間委員会の事務局を提供することを希望する。

千九百七十一年七月二十四日にパリで、本書一通を作成した。

以上の証拠として、下名は、各自の全権委任状を寄託した後、この条約に署名した。

ドイツ連邦共和国のために

ルブレヒト・フォン・ケラー

オイゲン・ウルマー

アンドラのために

アルゼンティン共和国のために

オイゲン・ウルマー

オーストラリア連邦のために

オーランド・モルシヨヴァン

エヴェラルド・ダイル・デ・リマ

ブラジル連邦共和国のために  
カナダのために

チリ共和国のために  
コスター・リカ共和国のために  
カルロス・コラーレス  
キューバ共和国のために  
デンマーク王国のために  
W・ヴァインケ  
エクアドル共和国のために  
エクアドル共和国のために  
スペイン国のために  
エミリオ・ガリーグス  
アメリカ合衆国のために  
ブルース・C・ラッド・Jr  
アブラハム・L・カミンスタン  
フィンランド共和国のために  
R・R・セッペレ  
千九百七十一年十一月十二日  
フランス共和国のために  
A・サン＝ムル  
ガーナ共和国のために  
ピエール・シャルパンティエ  
ギリシャ王国のために  
グアテマラ共和国のために  
政府の承認を条件として  
フランス・リナーレス・アランダ  
ハイティ共和国のために  
ハンガリー人民共和国のために  
ティマール・イシュトワーン  
インド共和国のために  
政府の承認を条件として  
カントイ・チョウドリー  
S・バラクリシュナン  
アイルランドのために  
ニカラグア共和国のために  
ナイジニア連邦共和国のために

アイスランド共和国のために  
イスラエル国のために  
メエール・ガバイ  
イタリア共和国のために  
日本国のために  
中山賀博  
安達健一  
千九百七十一年十月二十二日  
ケニア共和国のために  
カンボディア共和国のために  
D・J・カワード  
ラオス王国のために  
レバノン共和国のために  
サラーハ・ステティエ  
リベリア共和国のために  
オーガステイン・D・ジャラー  
ルクセンブルグ大公国のために  
マラウイ共和国のために  
マルタのために  
モーリシアスのために  
R・チエイスル  
メキシコ合衆国のために  
F・クエヴァス・カシノ  
モナコ公国のために  
ファーレズ  
スウェーデン王国のために  
ヴァチカンのために  
E・ロヴィダ  
スウェーデン王国のために  
ハンス・ダネリウス  
スイス連邦のために  
ペドラツィニ  
チエコスロバキア社会主義共和国のために  
以上の証據として、下名は、正當に委任を受け  
て、この議定書に署名した。

(a) 千九百七十二年七月二十四日にパリで改正された万国著作権条約及び関係議定書の締結について承認を求めるの  
に  
A・イエリヲ  
ザンビア共和国のために  
ノールウェー王国のために  
ヘルスレーブ・ボーケト  
千九百七十一年十一月二十日  
ニュー・ジーランドのために  
パキスタンのために  
パナマ共和国のために  
パラグアイ共和国のために  
オランダ王国のために  
W・L・ハールト  
J・フェルフーヴェ  
ペルー共和国のために  
フィリピン共和国のために  
ボルトガル共和国のために  
グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合  
王国のために  
E・アーミティージ  
ウイリアム・ウォーレス  
ヴァチカンのために  
E・ロヴィダ  
スウェーデン王国のために  
ハンス・ダネリウス  
スイス連邦のために  
ペドラツィニ  
チエコスロバキア社会主義共和国のために  
以上の証據として、下名は、正當に委任を受け  
て、この議定書に署名した。

(b) この議定書は、各國について、批准書、受  
諾書若しくは加入書が寄託される日又は当該  
國について千九百七十一年条約が効力を生ず  
る日のいずれか遅い日に効力を生ずる。  
(c) 千九百五十二年条約の第一附属議定書の締  
約国でない國についてこの議定書が効力を生  
じたときは、千九百五十二年条約の第一附属  
議定書は、当該国について効力を生じたもの  
とみなす。

1 この議定書は、各國について、批准書、受  
諾書若しくは加入書が寄託される日又は当該  
國について千九百七十一年条約が効力を生ず  
る日のいずれか遅い日に効力を生ずる。  
2 (a) この議定書は、各國について、批准書、受  
諾書若しくは加入書が寄託される日又は当該  
國について千九百七十一年条約が効力を生ず  
る日のいずれか遅い日に効力を生ずる。  
(b) この議定書は、各國について、批准書、受  
諾書若しくは加入書が寄託される日又は当該  
國について千九百七十一年条約が効力を生ず  
る日のいずれか遅い日に効力を生ずる。  
(c) 千九百五十二年条約の第一附属議定書の締  
約国でない國についてこの議定書が効力を生  
じたときは、千九百五十二年条約の第一附属  
議定書は、当該国について効力を生じたもの  
とみなす。

千九百七十一年七月二十四日にパリで、ひとし  
く正文である英語、フランス語及びスペイン語に  
より本書一通を作成した。本書は、国際連合教育  
科学文化機関事務局長に寄託するものとし、同事  
務局長は、署名国に対し、及び登録のため国際連  
合事務総長に対し、その認証原本を送付する。

ドイツ連邦共和国のために ルブレヒト・フォン・ケラー オイゲン・ウルマー アンドラのために	アルゼンティン共和国のために オーストラリア連邦のために オーストリア共和国のために ベルギー王国のために チリ共和国のために コスタ・リカ共和国のために デンマーク王国のために エクアドル共和国のために スペイン国のために エミリオ・ガリーゲス アメリカ合衆国のために ブルース・C・ラッド・Jr ア布拉ハム・L・カミングスタン フィンランド共和国のために R・R・セッペレ 千九百七十一年十一月二十日 フランス共和国のために ピエール・シャルパンティエ	A・サン・マル ガーナ共和国のために ギリシャ王国のために グアテマラ共和国のために ハイチ共和国のために ハンガリー人民共和国のために インド共和国のために アイスランド共和国のために イスラエル国のために イタリア共和国のために 日本国のために 安達健一 千九百七十一年十月二十二日 ケニア共和国のために D・J・カワード 七十一一年七月二十四日にパリで改正された 万国著作権条約の適用に関する同条約の第 二附屬議定書 千九百七十一年七月二十四日にパリで改正された 万国著作権条約(以下「千九百七十一年条約」と いふ。)の締約国でありかつこの議定書の締約国で ある国は、 次の規定を受諾した。 (b) 同様に、千九百七十一年条約第二条2の規 定は、(a)の機関又は機関について適用する。 (a) この議定書は、千九百七十一年条約第八条 の規定の例により、署名され、かつ、批准さ
ルクセンブルグ大公国のために マラウイ共和国のために マルタのために モーリシャスのために メキシコ合衆国のために モナコ公国のために ファレーズ ニカラグア共和国のために ナイジニア連邦共和国のために ノールウェー王国のために ヘルスレーブ・ボーグト 千九百七十一年十一月二十日 ニュー・ジーランドのために パキスタンのために パナマ共和国のために パラグアイ共和国のために オランダ王国のために パラグアイ共和国のために ラオス王国のために W・L・ハールト J・フェルフーヴェ ペルー共和国のために フィリピン共和国のために ボルトガル共和国のために	F・クエヴァス・カシシ S・バーラクリッシュナン A・アルキ P・アルキ メニール・ガバイ 日本国のために 中山賀博 安達健一 千九百七十一年十月二十二日 ケニア共和国のために D・J・カワード 七十一一年七月二十四日にパリで改正された 万国著作権条約の適用に関する同条約の第 二附屬議定書 千九百七十一年七月二十四日にパリで改正された 万国著作権条約(以下「千九百七十一年条約」と いふ。)の締約国でありかつこの議定書の締約国で ある国は、 次の規定を受諾した。 (b) 同様に、千九百七十一年条約第二条2の規 定は、(a)の機関又は機関について適用する。 (a) この議定書は、千九百七十一年条約第八条 の規定の例により、署名され、かつ、批准さ	グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合 王国のために E・アーミティージ スウェーデン王国のために ハンス・ダネリウス ヴァチカンのために スイス連邦のために ペドラツィー＝ E・ロヴィダ ウェーランデ ウイリアム・ウォーレス マラウイ共和国のために マルタのために モーリシャスのために メキシコ合衆国のために モナコ公国のために ファレーズ ニカラグア共和国のために ナイジニア連邦共和国のために ノールウェー王国のために ヘルスレーブ・ボーグト 千九百七十一年十一月二十日 ニュー・ジーランドのために パキスタンのために パナマ共和国のために パラグアイ共和国のために オランダ王国のために パラグアイ共和国のために ラオス王国のために W・L・ハールト J・フェルフーヴェ ペルー共和国のために フィリピン共和国のために ボルトガル共和国のために
ガーナ共和国のために ギリシャ王国のために ハイチ共和国のために ハンガリー人民共和国のために アイスランド共和国のために イスラエル国のために カントン・チヨウドリト S・バーラクリッシュナン A・アルキ P・アルキ メニール・ガバイ 日本国のために 中山賀博 安達健一 千九百七十一年十月二十二日 ケニア共和国のために D・J・カワード 七十一一年七月二十四日にパリで改正された 万国著作権条約の適用に関する同条約の第 二附屬議定書 千九百七十一年七月二十四日にパリで改正された 万国著作権条約(以下「千九百七十一年条約」と いふ。)の締約国でありかつこの議定書の締約国で ある国は、 次の規定を受諾した。 (b) 同様に、千九百七十一年条約第二条2の規 定は、(a)の機関又は機関について適用する。 (a) この議定書は、千九百七十一年条約第八条 の規定の例により、署名され、かつ、批准さ	グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合 王国のために E・アーミティージ スウェーデン王国のために ハンス・ダネリウス ヴァチカンのために スイス連邦のために ペドラツィー＝ E・ロヴィダ ウェーランデ ウイリアム・ウォーレス マラウイ共和国のために マルタのために モーリシャスのために メキシコ合衆国のために モナコ公国のために ファレーズ ニカラグア共和国のために ナイジニア連邦共和国のために ノールウェー王国のために ヘルスレーブ・ボーグト 千九百七十一年十一月二十日 ニュー・ジーランドのために パキスタンのために パナマ共和国のために パラグアイ共和国のために オランダ王国のために パラグアイ共和国のために ラオス王国のために W・L・ハールト J・フェルフーヴェ ペルー共和国のために フィリピン共和国のために ボルトガル共和国のために	
ガーナ共和国のために ギリシャ王国のために ハイチ共和国のために ハンガリー人民共和国のために アイスランド共和国のために イスラエル国のために カントン・チヨウドリト S・バーラクリッシュナン A・アルキ P・アルキ メニール・ガバイ 日本国のために 中山賀博 安達健一 千九百七十一年十月二十二日 ケニア共和国のために D・J・カワード 七十一一年七月二十四日にパリで改正された 万国著作権条約の適用に関する同条約の第 二附屬議定書 千九百七十一年七月二十四日にパリで改正された 万国著作権条約(以下「千九百七十一年条約」と いふ。)の締約国でありかつこの議定書の締約国で ある国は、 次の規定を受諾した。 (b) 同様に、千九百七十一年条約第二条2の規 定は、(a)の機関又は機関について適用する。 (a) この議定書は、千九百七十一年条約第八条 の規定の例により、署名され、かつ、批准さ	グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合 王国のために E・アーミティージ スウェーデン王国のために ハンス・ダネリウス ヴァチカンのために スイス連邦のために ペドラツィー＝ E・ロヴィダ ウェーランデ ウイリアム・ウォーレス マラウイ共和国のために マルタのために モーリシャスのために メキシコ合衆国のために モナコ公国のために ファレーズ ニカラグア共和国のために ナイジニア連邦共和国のために ノールウェー王国のために ヘルスレーブ・ボーグト 千九百七十一年十一月二十日 ニュー・ジーランドのために パキスタンのために パナマ共和国のために パラグアイ共和国のために オランダ王国のために パラグアイ共和国のために ラオス王国のために W・L・ハールト J・フェルフーヴェ ペルー共和国のために フィリピン共和国のために ボルトガル共和国のために	

れ又は受諾されるものとし、また、これに加入することができる。  
 (b) この議定書は、各国について、批准書、受諾書若しくは加入書が寄託される日又は当該国について千九百七十一年条約が効力を生ずる日のいずれか遅い日に効力を生ずる。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受け、この議定書に署名した。

千九百七十一年七月二十四日にパリで、ひとしく正文である英語、フランス語及びスペイン語により本書一通を作成した。本書は、國際連合教育科学文化機関事務局長に寄託するものとし、同事務局長は、署名国に対し、及び登録のため國際連合事務総長に対し、その認証原本を送付する。

スペイン国のために  
 エミリオ・ガリーゲス  
 アメリカ合衆国のために  
 ブルース・C・ラッド・Jr.  
 アブラハム・L・カミンスタイン  
 フィンランド共和国のために  
 R・R・セッペレ  
 千九百七一年十一月二十日  
 フランス共和国のために  
 ピエール・シャルパンティエ  
 A・サンマルク  
 ガーナ共和国のために  
 ギリシャ王国のために  
 ダテマラ共和国のために  
 フランスコ・リナーレス・アランダ  
 ハイチ共和国のために  
 ハンガリー人民共和国のために  
 インド共和国のために  
 イスラエル国のために  
 カンティ・チヨウドリ  
 アイルランドのために  
 アイスランド共和国のために  
 イタリア共和国のために  
 S・パーラクリシュナン  
 ニカラグア共和国のために  
 ナイジニア連邦共和国のために  
 ノルウェー王国のために  
 ヘルスレーブ・ボーグト  
 千九百七一年十一月二十日  
 ニュー・ジーランドのために  
 パキスタンのために  
 パナマ共和国のために  
 バラグアイ共和国のために  
 オランダ王国のために  
 W・L・ホールト  
 J・フェルフーヴェ  
 ベル共和国のために  
 フィリピン共和国のために  
 ボルトガル共和国のために  
 グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合  
 デンマーク王国のために  
 W・ヴァインケ  
 エクアドル共和国のために  
 レバノン共和国のために

リベラル・ハ・ステディエ  
 オーガスティン・D・ジャラー  
 リヒテンシュタイン公国のために  
 ゲルリッシュ・ブリアン  
 ルクセンブルグ大公国のために  
 マラウイ共和国のために  
 マラウイ共和国のために  
 マルタのために  
 モーリシアスのために  
 R・チャイズル  
 メキシコ合衆国のために  
 モナコ公国のために  
 フィリーズ  
 F・クエヴァス・カンシノ  
 ニカラグア共和国のために  
 ナイジニア連邦共和国のために  
 ノルウェー王国のために  
 ヘルスレーブ・ボーグト  
 千九百七一年十一月二十日  
 ニュー・ジーランドのために  
 パキスタンのために  
 パナマ共和国のために  
 バラグアイ共和国のために  
 オランダ王国のために  
 W・L・ホールト  
 J・フェルフーヴェ  
 ベル共和国のために  
 フィリピン共和国のために  
 ボルトガル共和国のために  
 グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合  
 デンマーク王国のために  
 W・ヴァインケ  
 エクアドル共和国のために  
 レバノン共和国のために

王国のために  
 E・アーミティエ  
 ウィリアム・ウォーレス  
 ヴ・チカソのために  
 スイス連邦のために  
 ベドロツヴィニ  
 チェコスロバキア社会主義共和国のために  
 ハンス・ダネリウス  
 ヴニネズエラ共和国のために  
 ラフィク・サイド  
 テニジア共和国のために  
 ラフィク・サイド  
 ユーゴースラヴィア社会主義連邦共和国のために  
 A・イエリック  
 ヴンゼニア共和国のために  
 ナイジニア連邦共和国のために  
 パナマ共和国のために  
 バラグアイ共和国のために  
 オランダ王国のために  
 W・L・ホールト  
 J・フェルフーヴェ  
 ベル共和国のために  
 フィリピン共和国のために  
 ボルトガル共和国のために  
 グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合  
 デンマーク王国のために  
 W・ヴァインケ  
 エクアドル共和国のために  
 レバノン共和国のために

千九百七一年七月二十四日にパリで改正された万国著作権条約及び関係諸議定書の締結について承認を求めるの件(參議院送付)に関する報告書

一 本件の要旨及び目的

万国著作権条約は、一九五二年に作成され、我が國も一九五六年に加入しているが、近年に至り、開発途上諸国は、その文化水準及び経済水準を向上させるため、著作権の保護に関する条約の規定を緩和し、著作物の利用の簡易化を図るために特別措置を強く要望するに至つた。このため、一九七一年七月二十四日にパリで開催された万国著作権条約改正会議において、主として開発途上諸国の要望を取り入れた形で本条約及び関係諸議定書が作成され、政府は、同年十月二十二日これに署名を行つた。

本条約は、その大綱において一九五二年条約

を踏襲するものであつて、開発途上国の文化的、社会的及び経済的発展の必要性を考慮して翻訳権及び複製権について特例を設けるとともに、条約によつて保護される権利について、著作者の財産的利益を確保する権利として特に、複製権、公の上演及び演奏権、放送権並びに翻訳権を含むことを規定している。

なお、この条約及び関係諸議定書は一九七四年七月十日に効力を生じており、我が国については、愛諾書寄託の後三箇月で効力を生ずることになつてゐる。よつて政府は、本条約及び関係諸議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるといふのである。

二 本件の議決理由

本条約及び関係諸議定書を締結することは、著作物の保護のための国際協力並びに開発途上国との友好関係を促進する見地から有益であると考えられるので、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和五十二年五月二十日

衆議院議長 保利 茂殿  
外務委員長 竹内 翁一

子に対する扶養義務の準拠法に関する条約の締結について承認を求めるの件  
右は本院において承認することを議決した。  
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十二年四月十六日

参議院議長 河野 謙三  
衆議院議長 保利 茂殿

子に対する扶養義務の準拠法に関する条約の締結について承認を求めるの件  
子に対する扶養義務の準拠法に関する条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書

書の規定に基づき、国会の承認を求める。

子に対する扶養義務の準拠法に関する条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書

書の規定に基づき、国会の承認を求める。

この条約によつて準拠法とされた法律の適用は、事件の係属する当局の属する國の公の秩序によっては、明瞭かに反する場合を除くほか、排除することができない。

第五条

この条約は、傍系親族間の扶養については適用しない。

この条約は、扶養義務に関する法律の抵触についてのみ規律する。この条約を適用して行われた決定は、扶養義務者と扶養権利者との間の親子関係又は親族関係の確定に影響を及ぼすものではない。

第六条

この条約は、第一条の規定によつて指定される法律が締約國の法律である場合にのみ適用する。

第七条

この条約は、オランダ外務省に寄託する。各批准書の寄託について調書を作成するものとし、その認証副本は、外交上の経路を通じて各署名國に送付する。

第八条

各締約國は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約は、批准されなければならない。批准書は、オランダ外務省に寄託する。

第九条

この条約は、第八条第一項に規定する日から五年間効力を有する。

前項の有効期間は、第八条第一項に規定する日以後にこの条約を批准し又はこれに加入する国についても、同様とする。

この条約は、廃棄されない限り、五年ごとに黙示的に更新される。

廃棄は、五年の期間が満了する少なくとも六箇月前にオランダ外務省に通告するものとし、同外務省は、これを他のすべての締約國に通知する。

廃棄は、第九条第二項の規定に従つて行われる通告に明示する領域の全部又は一部に限定して行うことができる。

他の領域の全部又は一部につきこの条約を適用することを希望する場合には、その旨を文書によつて通告するものとし、その他の締約國については、こ

この条約によつて準拠法とされた法律の適用は、事件の係属する当局の属する國の公の秩序によっては、明瞭かに反する場合を除くほか、排除することができない。

第五条

この条約は、傍系親族間の扶養については適用しない。

この条約は、扶養義務に関する法律の抵触についてのみ規律する。この条約を適用して行われた決定は、扶養義務者と扶養権利者との間の親子関係又は親族関係の確定に影響を及ぼすものではない。

第六条

この条約は、第一条の規定によつて指定される法律が締約國の法律である場合にのみ適用する。

第七条

この条約は、オランダ外務省に寄託する。各批准書の寄託について調書を作成するものとし、その認証副本は、外交上の経路を通じて各署名國に送付する。

第八条

各締約國は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約は、批准されなければならない。批准書は、オランダ外務省に寄託する。

第九条

この条約は、第八条第一項に規定する日から五年間効力を有する。

前項の有効期間は、第八条第一項に規定する日以後にこの条約を批准し又はこれに加入する国についても、同様とする。

この条約は、廃棄されない限り、五年ごとに黙示的に更新される。

廃棄は、五年の期間が満了する少なくとも六箇月前にオランダ外務省に通告するものとし、同外務省は、これを他のすべての締約國に通知する。

廃棄は、第九条第二項の規定に従つて行われる通告に明示する領域の全部又は一部に限定して行うことができる。

他の領域の全部又は一部につきこの条約を適用することを希望する場合には、その旨を文書によつて通告するものとし、その他の締約國については、こ

の条約は、引き続き効力を有する。

以上の証拠として、下名は、正當に委任を受け  
てこの条約に署名した。

一千九百五十六年十月二十四日にヘーベで本書一  
通を作成した。本書は、オランダ政府に寄託する  
ものとし、その証拠本は、外交上の経路を通じ  
て、ヘーベ国際私法会議の第八回会期に代表を出  
した国及び後に加入する国に送付する。

ドイツ連邦共和国のために

オーストリアのために  
フリツ・シュヴィント  
ヴィクトー・ホーヤー

ベルギーのために

デンマークのために  
スベインのために  
バエナ公爵 ホセ・ルイス・デ・アラナ・  
イ・バウエル  
フィンランドのために  
トルコのために

一 本件の要旨及び目的  
未成年の子に対する扶養義務の準拠法に関する各國の  
実質法及び國際私法が国によつて異なるため、  
涉外的扶養事件の解決に支障が生じ、未成年の  
子にとつて不利益となる事態が生じている。  
ヘーベ国際私法会議は、子に対する扶養義務の  
準拠法について、各國共通の規則を確定するこ  
とにより、この問題の解決を図るために、条約作  
成の審議が行われた結果、一九五六年十月二十  
四日に本条約が採択された。本条約は、一九六  
二年一月一日に効力を生じており、現在の加盟  
国は、十二箇国である。

本条約の主な内容は、子に対する私法上の扶  
養義務に関する原則として、子の常居所地の法  
律を適用すること等について規定している。  
なお、本条約は、批准書の寄託の日から六十  
日目の日に効力を生ずることになつていて、  
ルクセンブルグのために  
Ch・レオン・ハンメス  
ノールウェーのために

エドヴァイン・アルテン  
オランダのために  
J・オッフェルハウス

ボルトガルのために  
ダレート・ブリテン及び北部アイルランド連合  
王国のために  
スウェーデンのために  
スイスのために

王國のために  
エドヴァイン・アルテン  
オランダのために  
J・オッフェルハウス

二 本件の議決理由  
本条約を締結することは、子の扶養に関する  
国際的に共通な規則を採用するとの見地から適  
切であるのみならず、國際私法の漸進的統一の  
ための國際協力を進める上からも適切な措置で  
あると認め、本件は承認すべきものと議決した  
次第である。

右報告する。

昭和五十二年五月二十日

衆議院議長 保利 茂殿 外務委員長 竹内 黎一

衆議院議長 保利 茂殿

衆議院議長 保利 茂殿

税関における物品の評価に関する条約の改正  
の受諾について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。  
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十二年四月十六日 参議院議長 河野 謙三

衆議院議長 保利 茂殿

衆議院議長 保利 茂殿

希望するものは、自國の国内法令に価額の定義の  
第一條(2)(b)の規定に代えて次の規定を組み入れて  
適用する場合には、条約第二条に規定する義務を  
履行しているものとみなす。  
(b) 販売及び引渡し（輸入物品について持込み  
の港又は場所において行われるもの）に伴う  
すべての費用を売手が負担し、したがつて、  
その費用が正常価格に含まれること。ただ  
し、物品の引渡しに伴う費用のうち輸出の港  
又は場所から持込みの港又は場所までの費用  
を除く。」

税関における物品の評価に関する条約の改  
正の受諾について承認を求めるの件 (参議  
院送付) に関する報告書

一 本件の要旨及び目的  
税関における物品の評価に関する条約は、一  
正の受諾について承認を求めるの件 (参議  
院送付) に関する報告書

九七三

子に対する扶養義務の準拠法に関する条約の改  
正の受諾について承認を求めるの件 (参議  
院送付) に関する報告書

税関における物品の評価に関する条約は、一  
正の受諾について承認を求めるの件 (参議  
院送付) に関する報告書

九七三

昭和五十二年五月二十四日 衆議院会議録第二十九号

がん原性物質及びがん原性因子による職業性障害の防止及び管理に関する条約(第百三十九号)の締結について承認

九七四

国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるというのである。

## 二 本件の議決理由

本改正を受諾することは、税關における物品の評価方式の国際的な統一へ寄与するとともに、国際貿易の円滑化にも資するものと考えられるので、適切な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和五十二年五月二十日

衆議院議長 保利 茂殿  
外務委員長 竹内 黎一

がん原性物質及びがん原性因子による職業性障害の防止及び管理に関する条約(第百三十号)の締結について承認を求めるの件  
右は本院において承認することを議決した。  
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十二年四月十六日

参議院議長 河野 謙三

衆議院議長 保利 茂殿

がん原性物質及びがん原性因子による職業性障害の防止及び管理に関する条約(第百三十号)の締結について承認を求めるの件  
右は本院において承認することを議決した。  
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十二年四月十六日

衆議院議長 河野 謙三

がん原性物質及びがん原性因子による職業性障害の防止及び管理に関する条約(第百三十号)の締結について承認を求めるの件  
右は本院において承認することを議決した。  
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十二年四月十六日

がん原性物質及びがん原性因子による職業性障害の防止及び管理に関する条約(第百三十号)の締結について承認を求めるの件  
右は本院において承認することを議決した。  
よつて国会法第八十三条により送付する。

千九百六十年の放射線からの保護に関する条約及び千九百六十年の放射線からの保護に関する条約

がん原性物質及びがん原性因子による職業性障害の防止及び管理に関する条約(第百三十九号)の締結について承認

物質又は因子の発がん性、毒性その他の特性を考慮する。

及びがん原性物質又はがん原性因子にさらされる労働者の数並びにさらされる期間及び程度は、安全と両立し得る最小限まで減少させるものとする国際基準を確立することが望ましいことを考慮し、

他の国際機関、特に、国際労働機関と協力関係にある世界保健機関及び国際がん研究機関の関連のある事業を考慮に入れ、がん原性物質及びがん原性因子による職業性障害の管理を確立する提案が国際条約の形式をとるべきであると決定して、

次の条約(引用に際しては、千九百七十四年の職業がん条約と称することができる。)を千九百七十四年六月二十四日に採択する。

第一条

1 この条約を批准する各加盟国は、職業上さらされることは禁止され又は許可若しくは管理の対象とされるがん原性物質及びがん原性因子並びにこの条約の他の規定が適用されるがん原性物質及びがん原性因子を定期的に決定する。

2 禁止の適用除外は、満たすべき条件を明記する証明書を個別に発給することによつてのみ認めることができる。

3 1の決定を行つては、国際労働事務局によつて設定される実施基準又は指針に含まれる最新の情報及び他の権威のある機関の情報

を考慮する。

第二条

1 この条約を批准する各加盟国は、がん原性物質及びがん原性因子による職業性障害の防止及び管理に関する条約(第百三十号)の締結について承認を求める。

がん原性物質及びがん原性因子による職業性障害の防止及び管理に関する条約(第百三十号)の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

昭和五十二年五月二十日

衆議院議長 河野 謙三

がん原性物質及びがん原性因子による職業性障害の防止及び管理に関する条約(第百三十号)の締結について承認を求める。

昭和五十二年五月二十日

衆議院議長 河野 謙三

がん原性物質及びがん原性因子による職業性障害の防止及び管理に関する条約(第百三十号)の締結について承認を求める。

昭和五十二年五月二十日

衆議院議長 河野 謙三

な監督機関を設けることと又は適切な監督の実施を確保することを約束する。

## 第七条

この条約の正式の批准は、登録のため国際労働事務局長に通知する。

## 第八条

1 この条約は、国際労働機関の加盟国でその批准が事務局長に登録されたものを拘束する。

2 この条約は、二の加盟国の批准が事務局長に登録された日の後十二箇月で効力を生ずる。

3 その後は、いずれの加盟国についても、その批准が登録された日の後十二箇月で効力を生ずる。

## 第九条

1 この条約を批准した加盟国は、この条約が最初に効力を生じた日から十年を経過した後は、登録のため国際労働事務局長に送付する文書によつてこの条約を廃棄することができる。その後は、登録された日の後一年間は効力を生じない。

2 この条約を批准した加盟国で、1に定める十年の期間が満了した後一年以内にこの条に規定する廃棄の権利を行使しないものは、更に十年間拘束を受けるものとし、その後は、十年の期間が満了するごとに、この条に定める条件に従つてこの条約を廃棄することができる。

## 第十条

1 国際労働事務局長は、国際労働機関の加盟国から通知を受けたすべての批准及び廃棄の登録をすべての加盟国に通告する。

2 事務局長は、通知を受けた二番目の批准及び廃棄の登録を国際労働機関の加盟国に通告する際に、この条約が効力を生ずる日につき加盟国の注意を喚起する。

## 第十一條

1 国際労働事務局長は、国際連合憲章第百二条の規定による登録のため、前諸条の規定に従つて登記する。

2 本件の議決理由

3 本件の議決理由

4 本件の議決理由

5 本件の議決理由

6 本件の議決理由

7 本件の議決理由

8 本件の議決理由

9 本件の議決理由

10 本件の議決理由

11 本件の議決理由

12 本件の議決理由

13 本件の議決理由

14 本件の議決理由

15 本件の議決理由

16 本件の議決理由

17 本件の議決理由

18 本件の議決理由

19 本件の議決理由

20 本件の議決理由

21 本件の議決理由

22 本件の議決理由

23 本件の議決理由

24 本件の議決理由

25 本件の議決理由

26 本件の議決理由

27 本件の議決理由

28 本件の議決理由

29 本件の議決理由

30 本件の議決理由

31 本件の議決理由

32 本件の議決理由

33 本件の議決理由

34 本件の議決理由

35 本件の議決理由

36 本件の議決理由

37 本件の議決理由

38 本件の議決理由

39 本件の議決理由

40 本件の議決理由

41 本件の議決理由

42 本件の議決理由

43 本件の議決理由

44 本件の議決理由

45 本件の議決理由

46 本件の議決理由

47 本件の議決理由

48 本件の議決理由

49 本件の議決理由

50 本件の議決理由

51 本件の議決理由

52 本件の議決理由

53 本件の議決理由

54 本件の議決理由

55 本件の議決理由

56 本件の議決理由

57 本件の議決理由

58 本件の議決理由

59 本件の議決理由

60 本件の議決理由

61 本件の議決理由

62 本件の議決理由

63 本件の議決理由

64 本件の議決理由

65 本件の議決理由

66 本件の議決理由

67 本件の議決理由

68 本件の議決理由

69 本件の議決理由

70 本件の議決理由

71 本件の議決理由

72 本件の議決理由

73 本件の議決理由

74 本件の議決理由

75 本件の議決理由

76 本件の議決理由

77 本件の議決理由

78 本件の議決理由

79 本件の議決理由

80 本件の議決理由

81 本件の議決理由

82 本件の議決理由

83 本件の議決理由

84 本件の議決理由

85 本件の議決理由

86 本件の議決理由

87 本件の議決理由

88 本件の議決理由

89 本件の議決理由

90 本件の議決理由

91 本件の議決理由

92 本件の議決理由

93 本件の議決理由

94 本件の議決理由

95 本件の議決理由

96 本件の議決理由

97 本件の議決理由

98 本件の議決理由

99 本件の議決理由

100 本件の議決理由

101 本件の議決理由

102 本件の議決理由

103 本件の議決理由

104 本件の議決理由

105 本件の議決理由

106 本件の議決理由

107 本件の議決理由

108 本件の議決理由

109 本件の議決理由

110 本件の議決理由

111 本件の議決理由

112 本件の議決理由

113 本件の議決理由

114 本件の議決理由

115 本件の議決理由

116 本件の議決理由

117 本件の議決理由

118 本件の議決理由

119 本件の議決理由

120 本件の議決理由

121 本件の議決理由

122 本件の議決理由

123 本件の議決理由

124 本件の議決理由

125 本件の議決理由

126 本件の議決理由

127 本件の議決理由

128 本件の議決理由

129 本件の議決理由

130 本件の議決理由

131 本件の議決理由

132 本件の議決理由

133 本件の議決理由

134 本件の議決理由

135 本件の議決理由

136 本件の議決理由

137 本件の議決理由

138 本件の議決理由

139 本件の議決理由

140 本件の議決理由

141 本件の議決理由

142 本件の議決理由

143 本件の議決理由

144 本件の議決理由

145 本件の議決理由

146 本件の議決理由

147 本件の議決理由

148 本件の議決理由

149 本件の議決理由

150 本件の議決理由

151 本件の議決理由

152 本件の議決理由

153 本件の議決理由

154 本件の議決理由

155 本件の議決理由

156 本件の議決理由

157 本件の議決理由

158 本件の議決理由

159 本件の議決理由

160 本件の議決理由

161 本件の議決理由

162 本件の議決理由

163 本件の議決理由

164 本件の議決理由

165 本件の議決理由

166 本件の議決理由

167 本件の議決理由

168 本件の議決理由

169 本件の議決理由

170 本件の議決理由

171 本件の議決理由

録されたすべての批准及び廢棄の完全な明細を国際連合事務総長に通知する。

**第十二条** 國際労働機関の理事会は、必要と認めるときは、この条約の運用に関する報告を総会に提出するものとし、また、この条約の全部又は一部の改正に関する問題を総会の議事日程に加えることの可否を検討する。

**第十三条** 総会がこの条約の全部又は一部を改正する条約を新たに採択する場合には、その改正条約に別段の規定がない限り、加盟国によるその改正条約の批准は、その改正条約の効力発生を条件として、第九条の規定にかかわらず、当然にこの条約の即時の廃棄を伴う。

(b) 加盟国による批准のためのこの条約の開放は、その改正条約が効力を生ずる日に終了する。

**第二** この条約は、これを批准した加盟国で1の改正条約を批准していないものについては、いかなる場合にも、その現在の形式及び内容で引き続き効力を有する。

**第十四条** この条約の英文及びフランス文は、ひとしく正文とする。

以上は、國際労働機関の総会が、ジュネーブで開催されて一千九百七十四年六月二十五日に閉会を宣言されたその第五十九回会期において、正当に採択した条約の真正な本文である。

月二十六日に署名した。

総会議長  
ペドロ・サラ・オロスコ

國際労働事務局長  
フランシス・ブランシャール

がん原性物質及びがん原性因子による職業性障害の防止及び管理に関する条約(第百三十九号)の締結について承認を求めるの件(參議院送付)に関する報告書

録されたすべての批准及び廢棄の完全な明細を国際連合事務総長に通知する。

#### 第十二条

國際労働機関の理事会は、必要と認めるときは、この条約の運用に関する報告を総会に提出するものとし、また、この条約の全部又は一部の改正に関する問題を総会の議事日程に加えることの可否を検討する。

#### 第十三条

総会がこの条約の全部又は一部を改正する条約を新たに採択する場合には、その改正条約に別段の規定がない限り、加盟国によるその改正条約の批准は、その改正条約の効力発生を条件として、第九条の規定にかかわらず、当然にこの条約の即時の廃棄を伴う。

#### 第十四条

この条約は、これを批准した加盟国で1の改正条約を批准していないものについては、いかなる場合にも、その現在の形式及び内容で引き続き効力を有する。

#### 第十五条

この条約は、これを批准した加盟国で1の改正条約を批准していないものについては、いかなる場合にも、その現在の形式及び内容で引き続き効力を有する。

#### 第十六条

この条約は、これを批准した加盟国で1の改正条約を批准していないものについては、いかなる場合にも、その現在の形式及び内容で引き続き効力を有する。

#### 第十七条

この条約は、これを批准した加盟国で1の改正条約を批准していないものについては、いかなる場合にも、その現在の形式及び内容で引き続き効力を有する。

#### 第十八条

この条約は、これを批准した加盟国で1の改正条約を批准していないものについては、いかなる場合にも、その現在の形式及び内容で引き続き効力を有する。

#### 第十九条

この条約は、これを批准した加盟国で1の改正条約を批准していないものについては、いかなる場合にも、その現在の形式及び内容で引き続き効力を有する。

#### 第二十条

この条約は、これを批准した加盟国で1の改正条約を批准していないものについては、いかなる場合にも、その現在の形式及び内容で引き続き効力を有する。

#### 第二十一条

この条約は、これを批准した加盟国で1の改正条約を批准していないものについては、いかなる場合にも、その現在の形式及び内容で引き続き効力を有する。

#### 第二十二条

この条約は、これを批准した加盟国で1の改正条約を批准していないものについては、いかなる場合にも、その現在の形式及び内容で引き続き効力を有する。

#### 第二十三条

この条約は、これを批准した加盟国で1の改正条約を批准していないものについては、いかなる場合にも、その現在の形式及び内容で引き続き効力を有する。

#### 第二十四条

この条約は、これを批准した加盟国で1の改正条約を批准していないものについては、いかなる場合にも、その現在の形式及び内容で引き続き効力を有する。

#### 一 本件の要旨及び目的

本条約は、一九七四年國際労働機関の第五十

九回総会で採択されたもので、その内容は職業上労働者がさらされることが禁止され、又は許可若しくは管理の対象となるがん原性物質及びがん原性因子の決定、がん原性物質及びがん原性因子の有害性の一層低いものへの代替、労働者に対する保護措置及び適切な記録制度の確立、労働者に対する情報の提供、健康診断の実施等について規定している。

なお、本条約は一九七六年六月十日に効力を生じており、我が国については批准が登録された日の後十二箇月で効力を生ずることになつている。

よつて政府は、本条約の締結について、日本

規定にかかわらず、当然にこの条約の即時の廃棄を伴う。

加盟国による批准のためのこの条約の開放は、その改正条約が効力を生ずる日に終了す

る。

#### 〔第四章 専用水道(第三十二条第一項第三十四条)〕

第四章 専用水道(第三十二条第一項第三十四条)

第二条 国及び地方公共団体は、水道が国民の日常生活に直結し、その健康を守るために欠くことのできないものであり、かつ、水が貴重な資源であることにからがみ、水源及び水道施設並びにこれらの周辺の清潔保持並びに水の適正化による効率的な使用に努めなければならない。

国民は、前項の国及び地方公共団体の施策に協力するとともに、自らも、水源及び水道施設並びにこれらの周辺の清潔保持並びに水の適正化のため必要な施策を策定し、及びこれを実施するとともに、水道事業及び水道用水供給事業を經營するに当つては、その適正かつ能率的な運営に努めなければならない。

都道府県知事は、前項の規定による要請があつた場合において、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係地方公共団体と協議し、かつ、当該都道府県の議会の同意を得て、広域的水道整備計画を定めるものとする。

〔以下「広域的水道整備計画」という。〕を定める。

第一條中「とともに」の下に「水道を計画的に整備し、及び」を加える。

〔第二条を次のように改める。〕

〔責任者〕

第二条 国及び地方公共団体は、水道が国民の日常生活に直結し、その健康を守るために欠くことのできないものであり、かつ、水が貴重な資源であることにからがみ、水源及び水道施設並びにこれらの周辺の清潔保持並びに水の適正化による効率的な使用に努めなければならない。

国民は、前項の国及び地方公共団体の施策に協力するとともに、自らも、水源及び水道施設並びにこれらの周辺の清潔保持並びに水の適正化のため必要な施策を策定し、及びこれを実施するとともに、水道事業及び水道用水供給事業を經營するに当つては、その適正かつ能率的な運営に努めなければならない。

